

## 平成23年第2回防府市議会定例会会議録（その5）

○平成23年3月9日（水曜日）

---

### ○議事日程

平成23年3月9日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（25名）

1 番	松 村 学 君	2 番	土 井 章 君
3 番	山 根 祐 二 君	5 番	中 林 堅 造 君
6 番	斉 藤 旭 君	7 番	重 川 恭 年 君
8 番	青 木 明 夫 君	9 番	山 田 耕 治 君
10 番	河 杉 憲 二 君	11 番	久 保 玄 爾 君
12 番	田 中 健 次 君	13 番	藤 本 和 久 君
14 番	三 原 昭 治 君	15 番	木 村 一 彦 君
16 番	横 田 和 雄 君	17 番	安 藤 二 郎 君
18 番	高 砂 朋 子 君	19 番	弘 中 正 俊 君
20 番	大 田 雄 二 郎 君	21 番	佐 鹿 博 敏 君
22 番	今 津 誠 一 君	23 番	山 下 和 明 君
25 番	田 中 敏 靖 君	26 番	山 本 久 江 君
27 番	行 重 延 昭 君		

---

### ○欠席議員

なし

---

### ○説明のため出席した者

市	長	松浦正人君	副	市	長	中村隆君								
会計管理者		古谷友二君	財	務	部	長	本廣繁君							
総務部長		阿川雅夫君	総	務	課	長	原田知昭君							
生活環境部長		柳博之君	産	業	振	興	部	長	梅田尚君					
土木都市建設部長		阿部裕明君	土	木	都	市	建	設	部	理	事	安田憲生君		
健康福祉部長		田中進君	教	育	長	杉山一茂君								
教育部長		山邊勇君	水	道	事	業	管	理	者	浅田道生君				
水道局次長		岡本幸生君	消	防	長	秋山信隆君								
監査委員		和田康夫君	入	札	検	査	室	長	權代眞明君					
農業委員会事務局長		村田信行君	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	高橋光之君
監査委員事務局長		小野寺光雄君												

---

○事務局職員出席者

議会事務局長 森重豊君 議会事務局次長 山本森優君

---

午前10時 開議

○議長（行重延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○議長（行重延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。6番、斉藤議員、7番、重川議員、御兩名にお願い申し上げます。

---

一般質問

○議長（行重延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。

これより質問に入ります。最初は6番、斉藤議員。

〔6番 斉藤 旭君 登壇〕

○6番（斉藤 旭君） 民意クラブの斉藤旭でございます。

さきに行われました、名古屋市のトリプル選挙の結果を松浦市長はどう思われますかという質問をいたします。

松浦市長は昨年5月の市長選挙で、市議半減を公約に掲げ、圧勝されましたが、市民への公約が果たせないまま9カ月が経過しましたが、名古屋市では、市長選と愛知県知事

選、同市議リコールのトリプル投票が行われ、松浦市長の盟友であられる河村市長は、市民税10%削減、市議、議員の報酬半減というテーマを掲げて圧勝されましたが、どうい  
う都市にするか、根本的なところが漠然としないまま、部分的には議員の報酬を半減と  
か、委員会の自治化とか、本当はどういうまちにするのか、そのために首長と議員の關係  
をどうするのか、その中で減税をどうするのか考えるべきと思いますが、いきなり河村市  
長の市民税10%削減がドンと問題提起され、それに市民がのってきたとも考えられま  
す。

減税についてさらに言及すると、今後、愛知県名古屋市が高齢化していく人たちに、ど  
ういうサービスをしていくのかということです。本当に減税でよいのか、そうでないこと  
もあり得るのではないかと、私は減税から入るのは順序が間違っていると思います。

市民の暮らしを支えるためには、どういサービスが必要かということから入り、それ  
にはどれだけ財源が要るか、そこで無駄があれば減税するという選択肢が出てきます。  
10%削減がどこに波及するのか、どういビジョンと結びつくのかが見えてこないの  
です。

この先、地方自治は果たして減税だけでよいのだろうか。高齢化社会に向かいどうい  
サービスをしていくのか、その財源はどうするのか肝心なところですが、河村市長は起  
債を発行すると言っておられるようですが、これは将来世代に負担を負わせることである  
から、選択が今の名古屋市にとって健全な選択肢だとは思えないのであります。

見ている限り、大きなビジョンはなかったように思えるのです。例えば減税したら人が  
住んでくれるだろう、企業が来てくれるだろう、そういう期待感だけの減税政策にしかと  
れないのです。

今回の名古屋市のトリプル投票を踏まえ、元三重県知事北川正恭氏が3月3日の朝日新  
聞で論説しておられます。河村さんの手法自体は決して肯定できない。とはいえ、結果的  
に市議会を進化させた点では評価できる部分もある、ただ、そのやり方は荒っぽ過ぎた。

また、元衆議院議員、元経済企画庁長官田中秀征氏は河村氏を指して、彼独特な物言い  
やあくの強い個性で独裁的に見える人はいるに違いない。ただ彼は約束を果たそうとし  
ただけ、住民投票までやって議会をリコールする手法が独裁的に映るかもしれないが、市  
議会の報酬半減を実現するため筋を通したにすぎない。重要なのは、あくの強い個性に目  
をつむってまでして、民意が彼を押し上げた点にある。票を水増ししたわけでもない、弾  
圧してもいない、有権者の自由意志による投票で選ばれた人を独裁者と言うのは失礼だと  
話しておられます。

今回のトリプル選挙が、これからの地方自治を考える大きなきっかけになったことは確

かです。

さて、松浦市長は今回の選挙の結果をどのように見ておられるか、また、防府に置きかえたらどうなるか、質問には重複する内容があるかと思いますが、5つの質問をいたします。よろしくお願いいたします。

まず1点目、今回の名古屋市のトリプル選挙は、市民税の恒久的減税、議員報酬半減、議員定数の削減等々限定的なテーマが中心で、議会と首長との健全なあり方をまず模索すべきではとの声もありますが、この点について市長の御意見をお尋ねいたします。

2番目に、今回のことは、人口も多く、産業も多い名古屋市だからできたことで、ほとんどの都市、少人口の地方はさまざまです。今回の河村現象をどのようなレベルで考えればよいのか。ひとりよがりの地方自治ではなく、バランスのとれた地方自治を考察すべきと思いますが、これからの防府のまちづくりをどのようにお考えか、お尋ねいたします。

3番目に、今、10年、20年、30年後をみると、東京、大阪は現状の人口を維持できると思われますが、他の都市は急激に少子高齢化が進み、人口は半減されます。名古屋市と防府市では行政の中身等々いろいろな面で違うと思われませんが、これからの防府市の都市化構想はどのように考えておられますか、お尋ねいたします。

4番目に、松浦市長は3月7日の朝日新聞で、河村市長の圧勝を防府市民は勇気づけられるとありましたが、河村現象がどのように防府市に影響するのでしょうか、その真意をお尋ねいたします。

最後に、今や名古屋の河村市長、大阪の橋下知事をはじめ、地方自治体の首長の方々が地域政党を結成し、既存政党との対立姿勢を強めています。その動きは全国的なうねりにつながる可能性を秘めています。松浦市長は、今般、政治団体「とことん防府」を立ち上げられましたが、この団体の目的と、これから防府市の発展と市政にどのような影響をもたらすのかお尋ねいたします。

また、大阪の橋下知事は、1月、みずから率いる地域政党「大阪維新の会」100人を引き連れて名古屋市を訪れ、街頭で河村氏を応援したと報道されています。「とことん防府も」もほかの地域、地方政党との連携はあるのでしょうか。

以上、壇上からの質問をいたします。

○議長（行重 延昭君） 6番、斉藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

地方自治について、名古屋市のトリプル選の結果をどう受けとめているかとの御質問でございましたが、名古屋市の河村市長の政策についてもいろいろ述べられたところでござ

いますが、まず、私は、河村市長は河村市長として真剣に考え抜かれた中で、とられた政策であり、政治行動であったと思っております。

また、このたびの名古屋市長さんの選挙に対する手法というものについては、マスコミではいろいろ言われておりますが、このことについて私が意見を述べる立場ではないと存じます。

いずれにしても、当然のことですが、今回の名古屋の選挙において、名古屋市民が示された民意は大変重いものであると考えております。この民意を大切にする限りにおいて、議会と首長は健全な関係を保つことができ、そのことが市民の幸せと市の発展につながっていくものと、私は考えております。

次に、今後の都市経営に関する御質問でございましたが、議員御案内のとおり、我が国では急速な少子高齢化により、もう間もなく国民の4人に1人が65歳以上の高齢者という状況となります。このことは生産並びに消費年齢層の人口がどんどん減少し、日本経済の縮小が進むことをあらわしており、これにより、いわゆる右肩下がりの状況で、税の減収などにより、国や地方の行政組織もより簡素な形になっていかざるを得ない、また、なっていくことが求められると思っております。

このような時代が到来することは、国も地方も、また、そこで働く人たちも十分わかっていただけてございますが、私なりに申し上げさせていただくならば、後世にそのつけを回しているような感じがしてなりません。ましてや合併することなく、単独市政の継続を強く希求しておられる市民の御負託にこたえていくためには、本市では引き続き行政改革に努め、さらにそれを進化させ、聖域なき行政改革を断行していかねばならないところでございます。

そして他市に先駆けた政策を実現して、合併しなくてよかったなあと思っただけけるよう、努めてまいらねばならないと確信し、先の選挙においてその点を強くお訴え申し上げ、市民の御理解をいただき、現在も不退転の決意で取り組んでいるところでございます。

次に、名古屋での選挙に係る新聞報道の件でございますが、その選挙当日に報道からの取材がございまして、求められて、確かに、私は防府市民も勇気づけられるというコメントを出しております。これは私の掲げた議員半減、あるいはその後の大幅削減の直接請求をされながらも、いまだにその思いが実現できない方々から勇気づけられたと、多くのお声をお寄せいただいたことによるものでございます。

当然のことですが、今、社会は大きく変化しております。そしてこのことは、市民と政治の関係についても言えることではないでしょうか。市民の意思、つまり民意が、市民の

心がどこに向いているか、私たち市政に携わる者は常に意識していなければならないと、改めて強く感じております。

次に、先般、設立の届け出をしました、政治団体「とことん防府」につきましては、先ほど申しあげましたような、市民のお気持ちに沿った、ふるさと防府を構築していくことを目的とした政治団体でございます。

また、全国の地域政党との連携の可能性についてはとのお尋ねでございましたが、現状では全くそのような動きはございませんが、今後につきましては何とも申し上げようもございません。

以上、御答弁申しあげましたが、今後とも、私はこの「ふるさと防府」を愛する多くの市民の皆様心がどこにあるのかをしっかりと見据えまして、本市の未来が間違いのないものとなりますよう、力を尽くしてまいり所存でありますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 6番、斉藤議員。

○6番（斉藤 旭君） ありがとうございます。

ただいま、名古屋市のトリプル選挙の結果をどう防府市に置きかえるかということでございました。

御答弁ではだんだん人口が減ってくる状況を踏まえて、時代に即したというか、そういった市政をやっていきたくと、それから、これからも合併しないで、市民の負託にこたえるよう、市民の声がどこに向いているかということをしかりとらえて、市政を行うということでございました。

「とことん防府」について再質問というか、私のちょっと、先般、読売新聞のアンケートが載っておりました。2000年の地方分権一括法で国の縛りが緩くなり、知事や市長がみずからの政党を推進するため、政党を率いて地方議会の選挙に候補を擁立する動きに対して、読売新聞のアンケートでは、こうした手法について、好ましくないが53%、好ましいが31%、特に60代では好ましくないが57%、70代以上では60%に上がり、年配の人ほど否定的な見方が強いとされております。

そういうことを参考にされながら、これからのこの「とことん防府」も推進していただきたいと、このように思っております。

それから、阿久根市、名古屋市をはじめ、本市でも昨年5月、市長選以来、首長が対立し、いつ正常化するか、その先が見えておりませんが、つい最近の朝日新聞の地方欄に、防府選出の県会議長さんが引退されることになり、1月末、とあるホテルの会場で、大勢の後援者を前に引退を表明され、その席であいさつされた衆議院議員山口1区選出の元外

相は、御当人を指して「先生の力が市民のために、どれだけ役に立ったかはかり知れない」と、褒めたたえておられたということでございます。

確かに、99年から議長を続けられ、偉大な県議の先生だと思っております。確かに知事と議長とは両輪のようにうまくいったかもしれませんが、地元防府の市長と県会議長の関係は果たしてどうであったのでしょうか。これまで長きにわたり、県政のトップリーダーと防府市のトップリーダーがお互いのよさを認め、協力されていたら、防府市はまだまだよくなっていたと思ひ、残念でならないのです。

また、かつてのふるさと政治家、元自治大臣は県会議長と会談され、いつの間にこんな国になったかと憂いて、そして議会と首長が争う各地の状況に言及され、「争うちよって市民が何の得をしたかね、不幸せじゃろう」との言葉は、私も常々感じていたことでもあり、物すごく実感がこもっていると思ひました。

これから先、防府市の市長と議会がうまく行ってほしいと願う気持は市民の皆様と一緒にですが、それと同時に、防府市トップリーダーであられる市長と防府市から選出された県議の先生の関係もよくないと、これから先、防府の発展はないと思ひます。一緒になって仕事をしている私たち市会議員も、本当に惨めな気持ちになります。

市民の皆様、そして私たち防府の市政にかかわるすべての者が、今回の名古屋のことを他山の石ととらえ、これから防府市が他に誇れるようなまちに生まれ変わることを願って、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、6番、斉藤議員の質問を終わります。

---

○議長（行重 延昭君） 次は、11番、久保議員。

〔11番 久保 玄爾君 登壇〕

○11番（久保 玄爾君） それでは、通告に従って質問いたします。

近年、バブル経済崩壊後に疲弊した地域経済の振興の必要性を多くの人を感じるようになり、地方自治体での産業振興・中小企業振興策の重要性が強調されることが増えていきます。

地域経済振興の主役は、地域で事業展開している企業、特に中小企業ですが、その取り巻く経営環境は厳しく、企業だけでは対応できない問題もあります。こうしたとき、地域のコーディネーションとマネジメントを担う自治体の役割が問われています。

また、中小企業支援について、1969年に制定された旧中小企業基本法では、「地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講じるように努めなければならない」とあり、自治

体の多くは国のメニューの範囲でそれぞれ施策を実施してきましたが、1999年の新中小企業基本法において、「地方公共団体の責務」として「地方公共団体は、基本理念の通り、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と、地方自治体は策定から実施までを行う責務が生じました。

さらに、地方分権と高齢化社会のもと、これからどのように財源を求めていくのか、自治体自身が地域の経済と産業を活性化させ、安定的な税収基盤を確保し、堅実な自治体経営を実行するためにも、地域の中小企業の振興策が強く求められていると思います。

以上、述べてきました3点の立場から、このたびは特に工業振興について質問いたしません。

平成23年度から32年度までの、第四次防府市総合計画「防府まちづくりプラン2020」基本計画、第4章、工業の振興の中で、市内に根付く企業の体質強化や新規事業展開等の支援を行うとありますが、具体的にどのような支援を行うのでしょうか。

例えば、新たに地方企業サポートセンターのようなものを設置し、多様な専門分野のコーディネーターをそろえ、技術相談、技術課題解決のための、専門機関とのコーディネートを行い、また、経営支援、市場調査、販路の開発、産学連携、IT実施支援等が考えられますが、市の考え方をお聞かせください。

また、支援するに当たり、各中小企業の実態調査がなされるべきです。事業所の概要、事業所の特徴、取引先、事業所の動向、設備投資、経営方針や防府市への要望等を商工会議所の工業部会と協力して、職員みずから事業所に足を運ぶことによって、より効果的な振興策が生まれると考えられますが、いかがでしょうか。

次に、産業政策を実現していくためにも、それを企画する自治体職員に専門知識と意欲を持った職員が存在する事が不可欠です。数年で職場を異動する通常の職員養成システムでは、専門性を持った職員は育ちにくいと思います。自治体職員にも専門的知識を持った人材を育てていくシステムは、分権化の進む中で大変重要なことと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、地場産業センターの機能に、先に述べました中小企業支援の組織を新たに加え、その機能の強化を図ってはいかがでしょうか。

以上、壇上でこの件に関する質問を終わります。

続きまして、質問事項の2番目、松浦市長の地方自治に対する考え方について、お尋ねいたします。

日本国憲法は第8章第93条で、「地方公共団体には、法律の定めるところにより、そ



の議事機関として議会を設置する」とうたい、2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙する」としています。いわゆる二元代表制を採用しています。

さて、我が防府市においては、昨年5月の市長選挙において、市議会議員半減――13名ですが――をマニフェストに掲げた松浦市長が当選、議員定数条例の改正を議会に提出、議会の否決を経て、住民の直接請求を受け、ただいま議会の特別委員会で審議中であり、市長は特別委員会の結果を見ながら、住民投票の発議もあり得ると記者会見で述べています。

そこで、お尋ねします。防府市の住民投票条例によりますと、組織についてはその対象外とあります。地方議会は統治組織として理解しますが、市長の見解をお聞かせください。

今、二元代表制における長と議会の関係は、長に予算編成権、議案提出権、再議権を与え、さらに、議会における議案審議への参加を認める等、執行部が議会に比べて強過ぎることが、今、地方自治制度において問題となっています。

議員定数の極端な削減は、二元代表制の中で、議会の力を弱め、憲法で保障されている議会制度という民主主義の根幹を揺るがすものと考えております。議員定数が少なくなればなるほど、長の議会工作はやりやすくなります。例えば議員定数13名であれば、7名の議員を市長派にすれば市長の政策をすべて実現できます。こうなれば他の6名の議員のおおの意見は圧殺されます。議会は形だけとなり、実質的な独裁政治といえます。

極端な定数半減の意図するものが、民主政治の否定につながると思いますが、市長の見解をお尋ねいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。よろしく御答弁のほう、お願いします。

○議長（行重 延昭君） 11番、久保議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、地域産業政策についてのお尋ねでございましたが、地域産業政策のうち、新中小企業基本法と第四次防府市総合計画につきましては、議員御指摘の中小企業基本法が平成11年10月に抜本改正されております。

その内容は従来の大企業との格差是正という基本理念を転換しまして、多様で活力ある中小企業こそが我が国経済の発展と活力の源泉であり、中小企業の自助努力を正面から支援するとしまして、その多様で活力ある成長発展のために、経営革新や創業の促進、経営基盤の強化、環境激変への適応円滑化などを図っていくこととされております。

その中で、地方公共団体の責務といたしましては、「基本理念にのっとり、中小企業に

関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する」こととされております。

そうした状況の中で、第四次防府市総合計画の「工業の振興」の中におきまして、施策の基本方針として、「企業ニーズや企業動態の把握を行い、基幹産業の振興、市内に根付く企業の体質強化や新規事業展開を支援するとともに、企業誘致を推進します」としていただいております。

今後の製造業を中心とした中小企業の振興のためには、市内の中小企業者のみずからの創意工夫と自主的な努力を尊重し、その特性に応じた総合的な施策を、国・県、商工会議所、その他の機関の協力を得ながら、企業、市民及び市が連携のもと、一体となって推進していくことが重要だと考えております。

そこで、防府市といたしましては、国・県の新商品の開発・研究に取り組む企業支援を補完するものとして、市内の中小企業者などのすぐれた新商品、技術の販路拡大を支援するため、全国規模の展示会への参加、インターネットなどを利用、活用したPRなどにかかる費用を助成していく制度を創設し、平成22年度から実施しているところでございます。

今年度は、昨年6月の審査会で市内中小企業3社の方々への助成を決定しておりまして、その3社では、ホームページ作成、パッケージデザイン製作、展示会出展等、販路開拓に取り組んでおられるところでございます。

次に、製造業を中心とした中小企業の調査につきましては、議員御指摘のとおり、中小企業を支援するためにも、早急に取り組む必要があると考えておりますので、その調査方法・内容につきまして精査してまいりたいと存じます。

次に、産業政策に関する人材の育成につきましては、地方の基礎自治体が、地域間競争に生き残って自立していくためには、地域内産業の充実は不可欠でございまして、特に地域内の産業政策は税収確保、雇用の確保、人口維持、関連産業の相互発展などにかかわる重要課題であると考えております。

議員御指摘のとおり、産業政策に関する企画を立案し、実現していくためには、専門知識や意欲を持った職員が必要であると感じておりましたので、市の若手職員に呼びかけ、応募者の中から職員1名を、平成20年度から2年間、内閣官房地域活性化統合事務局での行政実務研修生として派遣をいたしました。

さらに、引き続きまして、産業施策に特化した職員育成のため、同様の手法を用いまして、職員1名を平成22年度から2年間、現在、経済産業省地域経済産業政策課での行政実務研修生として派遣しておりまして、同省では主に、農商工連携関連の企画立案・調整

の業務や各省庁及びシンクタンク等との意見交換、あるいは調整の業務に携わらせておりますし、私も上京の機会ごとに本人とも会いまして、各種懇談を重ね、情報を得ているところでございます。

こうしたことを今後も続けていくことによりまして、議員御指摘の、産業政策に関する専門知識と意欲を持った職員の育成に取り組んでいけるのではないかと存じているところでございます。

また、さらに、専門分野でのスペシャリストの人材育成のためにも、人事異動サイクルを延ばすことを視野に入れまして、専門知識や意欲を持つ職員には、人事考課制度により、十分評価してまいりたいと考えております。

次に、財団法人山口・防府地域工芸地場産業振興センターの現在の役割と中小企業支援組織の創設についてのお尋ねでございましたが、同センターの役割は、まず、工芸・地場産業の健全な育成及び発展を図るため、消費者の指向多様化に対応しながら、商品力を高める新製品の開発支援を推進すること。また、地場産業振興のために、売れる商品の具現化に不可欠である消費者からの情報収集並びに分析・評価を行うとともに、製造事業者と連携しつつニーズに訴求した新製品の創出を支援していくこと、さらに恒常的な消費が見込める県内、近距離にあります中国・四国地方の商圈、そして東京・大阪・名古屋をはじめとした大消費地の3地域、3つの地域における販路開拓の推進に努めることとでございます。

次に、中小企業の支援につきましては、地域の中小企業の商品・サービス開発支援を推進するための、「売れるものづくり支援事業委員会」を活用しまして、同委員会により選任されました相談員による企業訪問を行い、新たな事業への取り組みとのマッチングを図っているところでございます。

さらに、中小企業振興を目的とした山口県からの受託事業で、「地域資源活用コーディネーター」により、新商品開発支援並びに販路開拓支援の2点をテーマとして、事業活動を行う「ふるさと産業振興支援事業」を行っているところでございます。

中小企業支援組織の創設につきましては、現在、組織しております「売れるものづくり支援事業委員会」の拡充を図るとともに、産業振興部内において協議に入りたいと存じます。

次に、私の地方自治に対する考え方についてのお尋ねでございましたが、現在、議会において継続審議となっております、市民の皆様からの直接請求に基づく議員定数を17名にする条例改正案につきましては、これは純粋に市民の多くの皆様の御意志であると認識いたしております。

さきの市議会においても申し上げましたが、私は昨年の市長選挙におきまして、市民の皆様に対しての最大の公約として、市議会議員定数の半減をお訴えさせていただき、結果として市民の皆様から再び御負託をいただき、4期目の職務を務めさせていただいてるわけでございます。

その際、市民の皆様にお約束させていただきました議員定数の半減ということにつきましては、選挙の折のわかりやすいキャッチフレーズ、キャッチメッセージとも申し上げますか、というような大幅削減を意味することでもありますことも、このことも選挙直後に議員のお宅に参上いたしまして、直接お話も申し上げたところでございますし、特別委員会の席でも私として申し上げたところでございます。

これにより、昨年6月議会に条例改正案を提案いたしましたところでございますが、議会におかれましては、継続審議の上、9月議会において否決と相なったところでありまして、その中で市長選の結果は民意ではないといった意見も出され、私自身、政治生命をかけてお訴えをし御支持をいただいたことが結果的に無視され、民意を御理解いただけていないことを大変残念に思っているところでございます。

しかし、その後、やはりおかしいのではないかとお考えになられた市民の方々が、それならば自分たちで訴えようということで、直接請求という、極めて穏やかな活動を展開されたわけでございます。

御自分の住所や氏名あるいは生年月日をも記入して、押印までして自分の意思を示された市民の方々が3万数千人もおられ、その後、縦覧という手続まで克服されたという、この重大な事柄につきまして、昨年の市長選挙でいただいた私の得票数をも上回る、市民の皆様が示された御意志に、私は民意の重みを痛感いたしているところでございます。

次に、私の選挙公約でありました議員定数の半減は、市の財源の問題かというような御質問が寄せられていたかと思うわけでございますが、本市ではこれまでさまざまな分野で行政改革を進めてきておりますことは議員御承知のとおりでございます。

この中には、議員がかねてから主張しておられながらも、実現がなかなかできなかった民間委託も含まれ、ここ9年間で職員数も約160名の削減となっておりまして、人件費の削減効果も相当額を計上できたところでございます。

市民の御協力と御理解のもとに進めてまいりました行政改革でございますが、市職員の数もこれまでのようなペースで削減していくことは、行政サービスの低下にもつながり、難しい状況でございます。市民の行政に対する要望、要求は年々増大しておりまして、それも最少の人数で最大のサービスが求められるようになってきているところでございます。

そこで私は聖域なき行政改革として、3期目の任期中にも議場で何度も申し上げてまい

りましたが、議会の改革、すなわち議員の大幅削減を市民の皆様にお訴えをして、御賛同を得て、上程をした次第でございます。これは民意以外の何物でもございません。おおよそ古今東西――先ほどの中には独裁というお言葉もございましたが、おおよそ古今東西、政治の世界における独裁、あるいは専制とはどんなものであったでございましょうか。独裁、専制とはまさに民意を無視すること以外の何物でもなかったわけでございます。

今こそ、議会の皆様には市長選及び直接請求におけます、とうとく重い民意を十分胸に手を当てて考えられ、この3月議会において御英断、御決断なされますよう、お願い申し上げる次第でございます。

地方自治のあるべき姿とは、市民の目線に立ち、議会でも市長でもなく、市民こそが主役である市政を確立することにあります。そしてこのことが、今現在だけのことではなく、これから20年、30年先もずっと持続でき得る本市であらなければならないわけでございます。そのような本市の創造こそが、今、市政の最前線で働かせていただいている私たちの責務であると存じます。

以上、御答弁申し上げます。（発言する者あり）

○議長（行重 延昭君） 11番、久保議員、再質問どうぞ。

○11番（久保 玄爾君） 中小企業、特に製造業の支援についてでございますが、地域産業支援事業として「売れるものづくり支援事業委員会」から選任された相談員さん、企業訪問を行って、中小企業のあるべき姿の実現に向けて、課題をお伺いして云々とありますが、この相談員さんの経歴といたしますか、この人たちはどういう方が相談員になっておられるのか、ちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 議員、御質問の「売れるものづくり支援事業委員会」の相談員ということでございますけども、今、地場産業振興センターにおきまして、山口振興財団とか、防府商工会議所、そのような組織でこの委員会を組織しておるわけでございますけども、この中でいろいろな経験のある方、これの推薦を振興財団のほうからいただいて、それをもとに各企業を調査というような形で実施をしております。

○議長（行重 延昭君） 11番、久保議員。

○11番（久保 玄爾君） 商工会議所等から推薦を受けてということですが、実際に企業の中において市場調査をした経験があるとか、あるいは営業の経験があるとか、技術に関してすごい知識とネットワークを持っておるとかいう人ではないんですか。ただ、普通の人を、私はこの人たちは――レベルのことを聞いてるんです。御無礼な話ですが、実際に相談員さんとして、相手の相談にのって、その方向性を示すことができるような人たちな

のかどうか、その辺をちょっと聞きたいんですけど、どうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） その相談員さんのレベルといいますか、どの程度の知識を持たれて、どのような活動をされているかということにつきましては、現在、ちょっと把握してない状況でございます。

○議長（行重 延昭君） 11番、久保議員。

○11番（久保 玄爾君） 同じく、地域資源活用コーディネーター、これは新商品の開発、販路開拓の支援とか、県のOBというふう聞いておりますけど、県のOBの方、これは行政に携わった人だと思うんですけども、その辺はまたどうなんですか。元、役所のOBと、企業のOBではなくて、そういった人なんですか。

それと、この相談員さんがいろいろ企業訪問されて、いろんな相談に応じておられるんでしょうけれども、そういった中小企業者からの相談件数は、大体どのくらいあるんでしょうか。すみません……。どのくらいあるか、ちょっとその辺はわかれば、お願いしたいと思います。

それと、もう一つお伺いします。こういうふうにして市長の御答弁をいただきましたら、積極的にかかわっていかこうとする姿勢が見えますけれども、その姿勢を示すという意味で中小企業の振興条例、中小企業振興基本条例なるものを市独自でつくってはどうかと思うんですが、といいますのが、別に条例がなくても今までここまでやってきたということなんでしょうけど、まず条例の必要性についてですが、防府市が中小企業ないしは地域の産業を振興するという立場を、何よりも、自治体の内部の職員の皆さんですね、自治体の内部に、こういうことをやるんだということを明確にするといった意味と、それから、中小企業の皆さん方に対して、自治体のスタンスがこうであるということを明示すると、それと行政の姿勢の連続性、これを担保するという意味で条例をつくるべきだと思いますが、その点についてお伺いします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） まず最初に、中小企業の方の相談件数ということでございますけども、申しわけございませんが、その数字を、今、持ち合わせておりません。

続きまして、議員御質問の中小企業振興基本条例、この条例につきましては、地域の中小企業を重視し、その振興を行政の柱としていくこと、これを明確に策定する、明確化するために策定するものと考えております。

したがいまして、市の産業の基本方針と市経済関係団体及び市民の責務を定めるような新たな条例制定、これも含めまして、先ほど市長の答弁にもありましたように、まずは、

製造業を中心とした中小企業の調査に取り組むことが必要だと思います。

その上で、今後、調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） あと、質問内容確認してください。11番。

○11番（久保 玄爾君） 地域支援活用コーディネーター、県の。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 申しわけございません。

先ほどのコーディネーターということですが、県のOBの方というふうに思っています……。

○議長（行重 延昭君） 11番、久保議員。

○11番（久保 玄爾君） 何でそれを、どういう方がやっているかと聞くかといいますと、その能力ですね、持ってる知識とか、あるいはさっきも言いましたネットワーク、市場調査についてはすごい能力があるとか、いろんな技術を、ネットワークを持って、いろんな技術を知っていると、それを紹介できる人とか、そういった人が、あるいは経営診断もそうですけど、経営診断、今、商工会議所がやってると思いますけど、そういった例えば販路の拡大にしても、そういった、どこに、こういうものは多分このぐらい売れるでしょうとか、どういうところに売れるとか、そういった知識といいますか、経験に基づいた、その知識のある人、そういう人たちを置かないと、余り効果はないんじゃないかと、変な言い方ですが、思います。

八尾市ですが、大阪の八尾市は、4名のそうした企業のOBを中心に、ほとんど専門家と言っていいんですが、そういう人たちを4名ほど置いて、そこで相談を受け付けてるというように聞いております。

そのような専門家を、別に地元におられる方でなくても、よそからそういった素晴らしい人がおられるんだったら、そういう人、お願いしてやっていくというようにしたらどうかと思います。

きょうの、この質問をしたのは、実は以前から、50年あるいはもっと前から、防府、この地域で物づくり、そういったことをやっておられる、そういった企業の人たちを大事にしたらどうかということで、その発想で始めたわけですが、私は何社か訪ねてみたんですが、鋳物屋さんがずっと鋳物をつくってるんかと思ったら、そうではなくて、例えば海の汚れをきれいにする、鉄炭という、テツズミというんですが、そういうものをつくろうと、それでそのつくり方について、大学の先生に相談してるとかいうことも聞きました。そのようにずっと地域で長く活躍してる、言ってみれば地元の資源ですけど、そういった企業をもっとバックアップしていかないといけないんじゃないかということで、

この質問したわけでは。

防府はマツダがありますから、マツダ関連と地元の合わせた工業製品の出荷額はやはり1兆円を超えています。全国で47位と、周南が30位ですが、すごいまちなんですけれども、その中でも、それはほとんどがマツダ関連です。そうでない隠れた部分はあるんですが、それは従来のずっと防府でやってこられた方々ということなんです。

で、こんなこと言うと藤本さん、山田さんに怒られるかわかりませんが、マツダというのはグローバル企業ですから、この企業は、こういったグローバル企業は、例えば、生産拠点、安い労働力があるところへ必ず移動するんです……。

まさにそういうことで、日本はそれで困ってるわけですけど、産業の空洞化が起きたりするということで、そうでない、ずっと地元を本拠地としてやってる、その企業を、もうちょっとしっかりバックアップしたらどうかというのが趣旨なんです。

そういったことで質問いたしましたけれども、市長さん、答弁にありましたように、積極的にこういった事業を進めていっていただきたいということをお願いしまして、この項の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 続いてどうぞ。

○11番（久保 玄爾君） 私が質問した趣旨は、決して独裁とかではないというふうに、今、市長がおっしゃいましたけれども、それと、もう一つは民意ですが、民意というのは、例えば市長が定数削減、半減を掲げて当選したと、したがって半減といった、それは民意であるということは理解します。だけど、この議会制、二元代表制の議会においては、市長がおっしゃる民意、つまり市長のマニフェストみたいなものですが、その民意を通そうとして、そしてそれを強行するという事になれば、片方、もう一つの民意があるということをお忘れはいけないと思うんです。

もう一つ、民意というのは議会なんです。我々も同じように、選挙で選ばれたんです、これも民意なんです。だから、民意は一方にあって片方はないということではないと思うんです。市長もさっきおっしゃいましたように、片方の民意を実行するために片方の民意を圧殺することは独裁とおっしゃいました。

まさにそのとおりなんです。それを私は市長に言わんとしている、そうじゃないんですかと聞いたわけでは。

「とことん防府」という政治団体つくられました。そのときに市長は、この団体はそういった定数半減とか、そういう考え方を持つて人たちが議員として出ていく、そういうときには支援しますよと、応援しますと、で、また団体からそういうのを出していくというふうなことをおっしゃいましたので、私は、例えば市長の意に沿った議員をたくさん出



すことによって、それが例えば過半数になれば市長の言うとおりになります。市長の言うことは全部通ってしまう。

で、そして通ってしまうもんですから、残ったそのほかの議員さんの意見は圧殺されますし、残った人たちのそれこそ民意もなくなるわけです。ない。

そういった手法のように、私、感じたもんですから、市長はそういったことは、市長のそういうその手法は、まさに独裁的な手法であると、こういうふうに言ったわけでありませう。

こういうこと言っておられる、有識者の方の意見ですが、選挙でマニフェストを掲げる意味と、住民の意思を統合する地方政治が果たす機能を混同してはいけない。選挙でマニフェストを掲げる意味というのは、まさにそういうことですが、住民の意思を統合する地方政治が果たす機能、機能といたら、こういうのですね、ここは統合する地方政治が果たす機能というのは、まさにこの議会のことを言っておられて、議会と首長の関係ですが、その機能を混同しちゃいけないと書いてます。

もし首長が自分の政策の実現しか考えず、もう一つの民意の代表機関である議会を無視すれば、世界を統合する政治を拒否して独裁になると言えると、こういうように言っておるわけですが、私も同じ考えです。

市長は決して独裁ではないとおっしゃるのであれば、こういった手法はとらないということになるんだと思います。

それと、ちょっと質問の、住民投票についての質問にお答えがなかったんですが、防府市の住民投票条例の組織について、組織についてはその対象外と、住民投票の対象外とありますけれども、地方議会は統治組織として私は理解しますが、市長さんの見解はどうでしょうか。総務部長でもいいですよ。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） ただいま、住民投票の関係の議員定数、組織ですか、住民投票条例の2条でございます市政運営上の重要事項についての定めの中で、確かに、今、4号で、「市の組織、人事又は財務に関する事項」については、住民投票には適さないという条項がございます。

この中で、今、「市の組織、人事、又は財務に関する事項」と申しますのは、一応この中の解釈になるわけでございますけれども、市民の投票によって選ばれます議員さんといえますか、そちらにつきましては、市民の投票で選ばれますということから、議会に与えられた専権的なものではないと考えております。

また、市の組織というものにつきましては、一応、執行部の関係、次の、人事又は財務

に関すること等の兼ね合いで、こういった解釈をしておりますので、一応、市の組織には入らないというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（行重 延昭君） 11番、久保議員。

○11番（久保 玄爾君） 地方自治法、例えば二元代表制を語るときには、議会、長と議会というのは統治組織というふうにして、語られてる、組織です。市を統治する組織として、二元代表制ってあるんです。統治組織として議会はあると、こういうふうに、自治法を読むとそういうふう書いてありますけど、その件に関して、そういう見解であれば、この投票条例について、議会でもう一回、その辺について精査して、議会は入るのか、入らないのかというその議論をしなければいけないと、こういうふうに思えます。私は入ると思えます。一つの統治組織ですからね。統治は市長だけがやるわけじゃないんですよ。議会があってはじめて、統治組織になって、二元代表制っていう統治組織になってるわけですから、組織といった場合は議会は入るというふうに思えます。これは見解がどうも違うみたいですから、議会のほうでも、それはまた勉強しないとけないなど、そういうふう思えます。

それと、私が主張したのは、議員を余り減らすと、民主主義が崩壊するということを書いたわけでございますけれども、それと、そういうふうに減らすことが独裁制といえますか、あるいは翼賛政治につながるという危険性があるということを書いたわけでございます。

市長は決して独裁ではないというふうにおっしゃいましたので、私の意見をしんしゃくしていただいて、そのような政治姿勢であってほしいとこういうふうに思えます。

これを要望して、私の質問は終わります。以上です。

○議長（行重 延昭君） 以上で、11番、久保議員の質問を終わります。

---

○議長（行重 延昭君） 次は、15番、木村議員。

〔15番 木村 一彦君 登壇〕

○15番（木村 一彦君） 日本共産党の木村一彦でございます。通告に従って質問いたしますので、よろしく願いいたします。

初めに、税などの徴収について質問をいたします。

最近、国保料などが払いきれずに滞納した人に対する差し押さえが全国的に急増しております。国保料に限って申し上げれば、2006年度と2009年度を比較した場合に、差し押さえ件数は9万5,228世帯から18万2,583世帯へ、ほぼ2倍に増えております。そして、差し押さえ金額は390億円から644億円へと、1.65倍に大幅に

増えております。

また、滞納者の財産調査を実施した自治体は、全体の65%に当たる1,172市町村から、85%に当たる1,474市町村に増え、預貯金、給与の差し押さえは、全体の60%に当たる1,094市町村から、83%に当たる1,447市町村へと増えております。

これらの背景には、政府が収納率向上のかけ声で自治体を駆り立ててきた事実があります。厚労省は2005年2月15日付で、国保料の収納率向上に向けた緊急プランを市町村が策定するように通達を出しました。

また、2007年には、厚労省の国民健康保険課長補佐が自治体職員を相手にした講演で、年金からの天引き、差し押さえ物件のインターネット購買、滞納者の車のタイヤロック、公的サービスすなわち紙おむつの支給や入浴・給食サービスなどを指しますけれども、こうした権利の剥奪、これらを実施する効果を力説しております。こうした中で、去る2月2日のNHKテレビの特別番組では、年金を差し押さえられた人が自殺するという、ショッキングで痛ましい報道もされております。

残念ながら、本市でも同様の事態が進んでおると言わなければなりません。

先月半ば、市内の60代のひとり暮らしの女性が、唯一の生活費である年金をおろしに銀行に行ったところ、いつもなら2カ月分で21万円余り、すなわち1カ月分で10万円ちょっとあるはずの年金から9万円余りが差し押さえられ、預金残高は12万5,000円しかなくなっていた。これでは1カ月6万円ちょっとしかありません。家賃や光熱費、医療費など差し引くと、食費がなくなる、生きていけない、こうことで青くなって相談に来られたわけでありませう。

また、この人の場合は平成13年から軽自動車税、国保料、介護保険料等々が滞納になっておりまして、途中で2回ばかり分納額を納めたものの、滞納の合計額が9万円余りになっておりました。その全額が2月15日の年金支給日に差し押さえられたわけでありませう。

納めない私が悪いのですからとこの女性は言い、その都度、市に相談に行けばよいのはわかっているのだが、なかなか敷居が高くて行けませんでしたと、しきりに恐縮しておられました。

この人の場合は、市当局と相談をしました結果、滞納額を一気に差し押さえるのではなくて、何回かに分割して差し押さえるということで、何とか月々の最低生活費だけは確保することが結果としてできたわけでありませうが、しかし、このような事態はほかにもあるのではないかと、私は危惧しております。

法律では、滞納者の生存を保障する立場から、差し押さえに当たっても一定限度額の生活費は滞納者に残しておかなければならないとしております。この立場から見ますと、今回のような差し押さえはあってはならないと考えるわけであります。

そこで、お尋ねいたします。

1、最近の市税、国保料などの収納滞納状況はどうなっているのでしょうか。

2、市は、現在、税などの徴収に当たって、どのような方針に基づいて、どのような対策を進めておられるのでしょうか。

3、最近の差し押さえの動向と実態はどうなっているのでしょうか。滞納者の最低生活を保障するために、どのような方針で臨んでおられるのでしょうか。

以上、御答弁をお願いします。

次の質問は、借上型市営住宅制度の導入についてであります。

実はこの問題については、既に本議会においても、過去、複数の同僚議員が質問しております。当局の答弁は、いずれも導入を視野に入れて検討していきたいと、こういうものであります。

この平成23年度は、防府市公営住宅ストック総合活用計画の折り返し点でありまして、計画見直しの時期でもありますので、改めて質問させていただきます。

現在、策定が進められている、第四次防府市総合計画「防府まちづくりプラン2020」基本計画では、第5章、都市の潤いと生活空間の快適さのあるまちづくりの第5、住宅・住環境の整備において、「少子高齢化が急速に進行する中、高齢化などに対応した居住環境の確保を図ることが重要」としており、本市の市営住宅においても、高齢者世帯に配慮した住宅の供給が求められており、居住水準の向上においては、住宅を取り巻く環境の果たす役割が大きく、安全性、快適性、利便性に配慮した住環境の整備が求められている、こういうようにされております。

御承知のように、借上型市営住宅制度というのは、中心市街地の民間土地所有者に優良住宅を建設してもらい、その建設費の一部を市が補助するとともに、完成した住宅を市が一括して借り上げ、例えば20年間という長期間にわたって市営住宅として活用するというものであります。

市にとっては、地価の高い中心市街地に用地を確保する必要がないので、建設コストが安くつき、一方、民間のオーナーにとっては、長期にわたって安定した家賃収入が保障されるので、双方にとってメリットがあるという制度であります。もちろん、家賃は一般の市営住宅と同じ基準であり、オーナーには近傍の民間家賃との差額を市が支払う制度であります。

この制度の第1の目的は、中心市街地の定住人口を増やしてまちなかのにぎわいを取り戻すことにありますけれども、それだけでなく、第2に、不足する公営住宅を増やすという目的もあります。

私は宇部市に調査に行ってみましたが、宇部市の場合、平成12年に、鉄筋コンクリート及び鉄骨鉄筋コンクリートづくり9階建て30戸、鉄筋コンクリートづくり6階建て11戸、重量鉄骨づくり3階建て12戸が建設されております。また、平成13年には、鉄筋コンクリートづくり7階建て24戸が建設されております。平成14年には、鉄筋コンクリートづくり7階建て20戸が建設、平成15年に鉄筋コンクリートづくり5階建て6戸、鉄筋コンクリートづくり6階建て24戸が建設、平成16年には、鉄骨鉄筋コンクリートづくり14階建て48戸、鉄筋コンクリートづくり3階建て6戸が建設され、そして平成17年には、鉄筋コンクリートづくり4階建て6戸、鉄筋コンクリートづくり3階建て6戸、鉄骨鉄筋コンクリートづくり9階建て35戸が、それぞれ中心市街地に建設されました。

そして、これすべてに市民が入居しております。この結果、平成12年から17年までの6年間で都合12棟、228戸が建設され、500人が中心市街地に定住しております。これは中心市街地の定住人口増と市営住宅コストの増加という両面で、大変大きな効果があったといえます。この制度は県内では、山口市が導入しており、周南市も今年度から募集すると聞いております。

そこで、お尋ねいたします。

1、近年の市営住宅の入居希望者と実際に入居できた人の割合はどうなっておりますでしょうか。

2、第四次防府市総合計画、とりわけ公営住宅ストック総合活用計画における借上型市営住宅制度の導入は、どのように位置づけられておりますでしょうか。お答えを願います。

最後に、市長の施政方針演説について質問いたします。

市長は平成23年度の重点施策について、平成23年度から10年間の市のまちづくりの方向性を定めた、第四次防府市総合計画の6つのまちづくりの大綱に沿って施政方針を述べられました。

そして、大綱の第6では、市民一人ひとりの自主的・主体的な活動が活発化するとともに、市民と行政や議会がそれぞれを尊重し、役割を分担・補完し合う「自ら担う喜びとみんなで支えあう力で築くまちづくり」、これを目指すとして述べられております。

言葉の上では、大変美しい理想が語られているわけではありますが、しかし、現在、市長が実際に進めようとしておられる議員半減もしくは議員大幅削減は、この美しい言葉とは全

く裏腹な、逆行するものとなっているのではないかと思います。

行政や議会がそれぞれを尊重するどころか、自分の権限外の議員定数の問題に乱暴に手を突っ込んで干渉しているというのが、議員半減もしくは議員大幅削減の実態であります。

また、役割を分担、補完し合うどころか、二元代表制の一方の当事者である議会の役割を弱め、軽視し、結果として、市長の独断専行を強めることになるのが、議員半減もしくは議員大幅削減であります。

世情、市長と議会が対立・抗争を繰り返しているかのように言われておりますけれども、もとはと言えば、市長が議員半減を選挙公約に掲げたことから始まったわけであります。

私は、大綱にあるとおり市長と議会がともに相手を尊重しながら、役割を分担、補完し合い、市民の声をそれぞれの立場で真摯に受けとめて、市政に反映できるような、まさに地方自治法が正しく機能するような、二元代表制の確立を、この防府市において心から願うものであります。

この点について、市長の見解を伺いたいと思います。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 15番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、私の施政方針についての御質問にお答えをさせていただきます。

施政方針の大綱の第6におきまして、市民、行政、議会がそれぞれの立場を尊重し、協力することをあらわしておるところでございます。

議員御指摘の議員定数の半減、このことは選挙において私が明確にお示しをし、その上で投票という形で、結果的に御賛同、御理解をいただいたことは疑う余地のない事実でございます。

御付託をいただいた私といたしましては、市民の民意に従って働いてまいる覚悟でございます。そうした気持ちを施政方針で申し上げたものでございますので、御理解のほど、お願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、財務部長、土木都市建設部長より答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） 15番、木村議員。

○15番（木村 一彦君） それでは、市長の施政方針演説についての再質問をいたします。

選挙の結果で示されたのが民意であると、それに従ってやってるだけだと、こういうことであります。

そこで、お尋ねしますが、市長が選挙公約で議員半減ということを掲げられた、その動機、背景、理由、これはどういうところにあるのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほど、私は、久保議員さんの御質問だったと思いますが、述べさせていただいたと思いますが、3期目の半ば、要するに10年目ぐらいのところでしょうか、行政改革も一定の成果が上がってきた、これは市民の皆様の大変な御協力、御不自由をおかけした部分もあるかとも思います。

極力、御迷惑のないようにということで、民間でできることは民間でということで、改革をさせていただいた。私が市長に就任した当時、約900名、一般職がおりましたが、この4月の1日には多分730名ぐらいのところ、2割まではいっておりませんが、2割近い削減ができてきております。

そうした中で、その効果額が、70億円近くの効果額が、今、出てきているわけございまして、そういう大きなスパン、流れの中で、市長就任後10年目のころに、何度か複数の議員の御質問に、私はどなたであるか、どなたの御質問であったかも明確に覚えておりますが、そろそろ聖域なき行革をやっていかなければならないと、口はぼったい言い方ではあるが、議会の皆様方の議会改革も、これまたお願いを申し上げねばならないということとか、あるいは私の存念としては、人口12万程度の我が町であるならば、人口10万から20万は法定上限定数が34でございますけども、私の考えとしては1万人に1人ぐらいでいいのではないかというような答弁も、私は議会でさせていただいているところございまして、そのことなどなどに対しての議会の動きというものが、皆様方におかれては改革委員会をやってるとか、立ち上げてるとか、いろいろおっしゃってはおりますが、目に見えた形では出てきていない。

そういう状況の中で、私が4期目という、私からしますと少し長すぎるわけございまして、あえて4期目を働かさせていただくのであるならば、私が防府市の将来を冷静に考えてみていったときに、合併しなくてよかったと、合併はしないほうがいい、単独市政がいいと思っておられる市民の皆様方が、私は率からいくとどんどん増えてきていると思うんですけども、その方々が、本当に、疲弊した合併しない防府市、しかし疲弊してしまったというような防府市では、これは、もうねえというようなことにもなりかねないわけございまして、合併しないでもよかったね。やっぱりちゃんとやっていけるね。どこの都市にも負けないねとっていただけるようになっていくためには、合併した都市でいけば、例えば山口市さん、法定上限定数34でございますが、また削減の動きもあるようございまして、合併した都市から見れば、輩出する、代弁する議員の数は激減して

いってる地域も当然あるわけでございまして、我が防府市とて、もしも仮に合併をしていたならば十二、三人ぐらいしか出せないのではないかと、これがもう精いっぱい、限度いっぱいのところではないかと、そういうような考え方もあるわけでございまして、ならば、時代の先を読んで、そのためにはこうなってはならないんだということを、政治のリーダーシップをとらせていただいている者は、明確にお示しをしなくてはならない。今、国の20年後、30年後がどうなるのか。今の政府が明確にお示しをしておられるであろうか。私は、いろんな面でまだまだ不十分ではないかとさえ思っております。

したがって、私は私として、これから20年先、くしくも本年市制施行75周年を迎えるわけでございますが、市制施行100周年というようなことまで踏まえて、そのときにも元気な防府市をお示しするには、このことを御提案をさせていただこうと、ならば当選をしていきなり言ったんでは大変な御無礼であろうと、まさに議員が御指摘でございました「胸の中へ手を突っ込むような」とおっしゃいましたけども、そのようなことも、私も議会の議員の経験もございますので、これは有権者の皆様方のお考えを伺ってみようと、それによって落選するんなら落選しても、これまたやむを得ないと、こういう思いの中でこのたびの選挙であったわけでございます。

したがって、御質問に対しての、答弁長くなりましたけども、以前から考えていたことでございます。

○議長（行重 延昭君） 15番、木村議員。

○15番（木村 一彦君） 質問にちゃんと答えてほしいんですが。

一つは、行革で効果額を出す、あるいは自分は、議員は1万人に1人でいいとか、それから「合併しないほうがよかったね」と言われるようなまちづくりとか、いろいろ言われましたが、これは議員の半減とは全然、直接つながらないというふうに私は思います。

そこでお尋ねしますが、この背景には民意、民意ということを言われるわけですが、まずは今回の選挙、それからその後の直接請求署名運動、これで示された数というのは、市民の約3分の1と、それからその中にも、これ、必ずしも議員を半減しろとか、17人にしろとかいう意見で固まった署名ではなかったということは、先般の議員定数問題特別委員会で、一般の市民の方に参考人として意見を述べていただいた、そしてその参考人として来られた2人の、この条例、17人にするという条例に賛成するという参考人の方も、2人とも述べておられたのは、「別に17という数にこだわるわけではない」と、「ちゃんと議員がやってくれりゃあ現状でもいいんだ」と、こういうことを2人とも言われたわけですが。この2人とも聞きますと、この署名運動の受任者をやっておられた方々であります。署名を集めていた人たちです。ですから、そういう意味でも、この「民意」と言っ



もたくさん幅がある、いろいろなバラエティーがある、この3分の1の中身でさえいろいろと幅があるということです。しかも、あとの3分の2の民意については、全然検証されてないわけです。先ほど久保議員も言いましたが、議会は今すぐ減らすことを是としなという民意を持つてるわけなんです。この議会の民意を全く無視してやるということに、私は大きな問題があるというふうに考えているわけです。

ちょっと長くなりますけど、今、この「ぎょうせい」という出版社が出している雑誌で、「ガバナンス」というのがあります。これに、今日のような問題についていろんな方が述べておられるんですけども、読売新聞の東京本社編集委員の青山さんっていう方が、「独裁を拒絶する地方政治を求めて」という文書を書いておられます。ちょっと長いですが、引用させていただきます。「劇場型政治首長、首長はどうだろうか。自分の意見に同調しない議会を妨害勢力とみなす傾向がある。選挙で掲げたマニフェストを意識し、そこで約束した政策を無修正でそのまま直ちに実現しようとするためだ。だが、議会はもう一つの住民代表機関である。日本の地方自治が、首長と議会の両方を住民が直接選ぶ機関対立主義を採用している限り、首長が選挙で掲げたマニフェストと最終的な自治体の意思決定が異なることは当然起こる事態だ」と、こう言ってます。そしてその後、「政治とは何か」という根源的な問いに立ち返りたい。政治とは多数派の形成を目指した権力闘争であるのは間違いないが、ただもう一つ、政治には重要な機能がある。異なる意見と理解を調整して合意点を探し、その過程を通じて社会を統合するという役割だ」こういうことを言っておられます。

まさに今、松浦市長がこの間やっておられてきたことは、こうした、世論を統合していく、一方の世論を尊重しながら統合したコンセンソをつくっていくと、そういう努力が全くされてないんじゃないか。民意、民意とかざしながら、その中身も、先ほど述べましたように、一様でない、いろいろなバラエティーがあるんです。しかも、それは3分の1です。あとの3分の2がどういう民意かというのは検証されてないんです。そういう点で、私は、大いに問題があると思いますが、この点についての見解はどうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私と木村議員の考え方、そう大して変わりはないと、私は思います。何度も私、申し上げております。特別委員会するときにも明確に申し上げさせていただきましたし、「13名」という議案を上程するその前、6月議会が開会される前にも多くの各派会長さんの方々にお時間をいただいて、御説明に上がらせていただいております。その折に、13人にこだわっているわけではないですよと、ただ、私は、選挙の短い期間中の、キャッチコピーといいますか、選挙ですから、そう長ったらしいことは言

えませんから、減らすんなら半分だと、増やすんなら倍だと、そういう心意気の中で、「半分にしましょう」ということを申し上げてきたんだけども、そこはそれ、市議会の皆様方がいろいろお考えになって「13はちいとひどいから15にしようか、17にしようか、19にしようか」と、そういうようなお話をなさって結構でございますよということも、私は特別委員会でも申し上げているわけでございます。

ですから、にもかかわらず、特別委員会ではそのことには一顧だにされない中で「13、否決」、本会議においても賛成5、反対21ということで、一蹴されたわけでございます。むしろ一蹴されたのは皆様方なんです。修正することは、いろんなことで修正をなさっておられる議会でございますから、このこととて「修正」という動議も出していくことも可能であったわけではないかと、私にももしも反問権があるならば、「それはなぜなさらなかったのですか」ということを、お一人おひとりにお伺いしたい。

あるいはまた、先ほど「権限外のことで」というようなこともおっしゃいましたけども、この議員定数は議員の皆様方が権限なんですか、権限ではないと思いますが、そのことについてのお考えも、反問権があればお尋ねしたいと、私は思っております。

これらのこと、すべてのことは主権在民、市民が主役なんです。市民の御意思のなすがままに、あるがままに、我々行政体も、また市議会の議員の皆様方も、そこの一点に思いをいたして対応していくことが、私は、極めて肝要なことではないかと、こういうことで申し上げておるわけでありまして、無修正でどうのこうのとか、長い、学者さんの御説明がありましたが、私は13名に全然こだわっているわけではないということは、明らかに、その後出された「17名」という署名活動の直接請求に基づいたものも、私の名をもって議会へ17、10減ということでお出しをしておる、この事実を見ても御理解をとっくにいただけていることと私は思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（行重 延昭君） 15番、木村議員。

○15番（木村 一彦君） 13や17はこだわるものではないというお話でしたが、これは事実と全然違いますよね。実際に、13にするという条例案が出され、17にするという条例案が出されているわけですから。それに対して議会が、もっと全国的な状況やらその他を勘案して、慎重にこの定数問題を論議しようというさなかに、やれ、いたずらに引き延ばしているとか、あげくの果ては、市長は2月15日の市広報では、こういう議会に対して、このように述べてますよ。「市長からのメッセージ」というので、「市議会は、その定数を決めるのは議会がすることと考えておられ、議員の数が多過ぎる、何とかならないのか」という市民の皆様のお朴な思い、民意に真剣にこたえていないと、私は思います。そして同時に、この問題こそ住民投票によって決めてはいかかかと、強く感じているとこ

ろです。市民の皆様方の御意思をはっきり示すにはこの方法が一番と考えており、市民の皆様とともに真剣に考えていきたいと思っています」。これ、マスコミに対する記者会見でも同様なことを言っています。

まだ議会が、この「17の条例案」について論議もまだ始めてないのに、いきなり住民投票にかけて決着、つけようじゃないかと、これこそ本当に、議会にげたを預けて、議会が本当に、真剣に定数について論議してほしいという態度とは全く違うじゃないですか。これは、何と言いわけしてもだめだと思います。何でこういう住民投票条例云々したんですか、全然審議してない時点で、教えてください。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私の思いを伝えたことでございます。

○15番（木村 一彦君） 思いだけじゃだめですよ。

○議長（行重 延昭君） 15番、木村議員。

○15番（木村 一彦君） この問題については、ここで余りやりますと時間が何ほあっても足りませんので、これで終わりたいと思います。

あとの2つについての御答弁をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 次は、税等の徴収について。財務部長。

○財務部長（本廣 繁君） それでは、税等の徴収についての御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、納税は日本国憲法のもとに、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う」と規定されております。しかしながら、最近の社会情勢をかんがみますと、現実には景気の悪化などの要因もございしますが、国民の納税意識の低下が問題となっているところでございます。税務を取り巻く環境は、いわゆる三位一体の改革における税源移譲後、一層厳しさを増してきておりますが、みずからの財源確保に責任を持つ自治体といたしましては、「組織としてどのように取り組んでいくことが大切なのか」ということを常に念頭に置いて、職員それぞれの職責において収納業務の推進に努めているところでございます。

それでは、最近の収納状況についてのお尋ねにお答えいたします。

各年度の、現年度分から滞納繰越分へと移行したものが、市税全体で、平成17年度の滞納件数と金額は、件数が7,246件、金額は3億800万円となっております。以下、平成18年度が7,300件で約3億500万円、平成19年度が7,534件で約3億6,700万円、平成20年度が7,931件で約3億6,600万円、平成21年度が8,116件で約3億7,100万円となっております。

また、国民健康保険料をはじめとする各保険料の合計につきましては、平成17年度が5,816件で約3億1,900万円、平成18年度が5,435件で約2億8,900万円、平成19年度が5,146件で約2億7,100万円、平成20年度につきましては、後期高齢者医療保険制度が始まりましたことから、合わせて8,602件で約3億2,500万円となりましたが、平成21年度は、年金からの特別徴収の開始や少額滞納の解消などによりまして、件数が3,953件で滞納額は約3億6,600万円となっております。

市税、各保険料とも、平成17年度からの3年間はほぼ横ばいで推移しておりますが、平成20年度、21年度につきましては、リーマンショックに端を発しました世界的な景気悪化に伴う実体経済への影響を受けたものと考えております。

次に、徴収対策についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、納税の基本となります自主納付を推進するために、口座振替納付をお願いするとともに、納付環境整備の一環として、平成20年度に軽自動車税についてコンビニ収納を開始し、平成22年度からはすべての税、保険料をコンビニで納付できるよう改善を図りまして、自主納付の推進に努めているところでございます。

なお、納付環境の整備につきましては、今後、クレジットカード納付など、さらに利便性の高い納付方法を検討してまいりたいと存じます。

また、平成17年3月に閣議決定されました「規制改革・民間開放推進三カ年計画」におきまして、「地方税の徴収の民間開放推進」が盛り込まれましたことから、本市におきましても平成22年1月に防府市市税等コールセンターを設置し、初期の滞納者に対する早期の催告や自主納付の呼びかけを開始したところでございます。これによりまして、初期滞納者の発生抑制と、現年度分収納率の向上が期待できるとともに、徴税吏員である職員が滞納整理事務に専念でき、滞納繰越額の削減にもつながっているところでございます。

また、平成22年度からは、徴収事務に豊富な経験を有する非常勤職員の活用として、国税OB職員を防府市市税等徴収事務指導員に雇用いたしまして、高度な徴収技術の確保や、高額案件、悪質案件等の進行管理について、専門的な助言や指導を受けながら、滞納者及び滞納金額の削減に努めているところでございます。

また、平成21年度からは、山口県の併任徴収制度を導入し、県税務課職員の派遣を受け、市職員と合同で、高額、悪質及び長期滞納事案に対しまして、捜索を実施し、滞納整理に当たっているところでございます。

実績といたしましては、平成21年度は捜索を6件実施し、その滞納額3,457万2,000円について、納付の約束をしていただいたところでございます。今年度は、現在

まで搜索を10件実施いたしまして、その滞納額2,368万1,000円について、滞納整理を進めることができたところでございます。

この併任徴収制度につきましては、来年度以降も継続していくことにいたしております。最後に、差し押さえの実態と基本方針についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、差し押さえの実態についてでございますが、差し押さえ件数と金額の推移につきましては、平成18年度が230件で約5,200万円、平成19年度が533件で約1億2,300万円、平成20年度が688件で約2億2,300万円、平成21年度が935件で約4億900万円となっております。また、今年度は、1月末時点になりますが、1,005件、約3億7,900万円の差し押さえ処分を執行いたしております。

差し押さえに至る滞納整理につきましては、戸別訪問、電話催告、文書催告を主とした事務手続から、文書催告、差し押さえ、搜索を主とした事務手続にシフトしておりますので、今後、差し押さえ件数は増加していくものと考えております。

次に、差し押さえ債権の種類についてでございますが、全体の構成比は、預金、給与、生命保険、年金の順になっており、これらの債権が大部分を占めておりますが、これら以外のものとしましては、国税還付金、賃借料、売掛金、自動車税還付金などがございます。

また、差し押さえの事務処理につきましては、まず、督促状の発送、来庁要請、次に文書催告、そして滞納処分実施通知をいたしますが、それでもなお連絡や相談のない滞納者に対しましては、財産調査をした上で、差し押さえ処分を執行いたしております。

次に、差し押さえの基本方針についてでございますが、差し押さえに限らず、滞納整理の基本は、「税負担の公平性確保」の観点から、滞納者の担税力に見合った滞納整理の事務手続を実践することでございます。つまり、財産調査で担税力を見きわめ、分納を含む自主納付を求めていくことを基本としておりますが、担税力がありながら納付に応じない滞納者に対しましては、国税徴収法及び地方税法に基づく差し押さえ処分を執行いたしております。

なお、担税力がないと判断できる場合には執行停止、不納欠損に向けた整理を進めるなど、徴収業務の基本に立った滞納整理を進めているところでございます。

議員お尋ねの、滞納者の最低生活を保障するための方針につきましては、当然のことながら、国税徴収法75条から第78条に規定されております「一般の差押禁止財産」や「給料等の差押禁止の範囲」、また「社会保険制度に基づく給付の差押禁止」の要件など、法を遵守した適正な差し押さえ処分を執行しているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 15番、木村議員。

○15番（木村 一彦君） 大変御丁寧な、また長い御答弁ありがとうございました。

それで、今の御答弁の中でちょっと気になるのは、国民は、納税の義務を負うと、これ当然のことです。だれもが税金をちゃんと払わなきゃいけません。しかしながら、今のこの社会情勢の中で、払いたくても払えない人が急激に増えているということが問題なわけでありまして。

先ほど、「国民の納税意識の低下が問題」と言われましたが、納税意識の低下じゃないんです。幾ら払おうと思っても払えないという実態がこういうふうにしてるわけですから、その辺は、こういう言い方をされるということは、やはりまだ当局に、市民に対してお上意識といいますか、市は、市民に対する統治機構だと、そういう意識が若干残っているんじゃないかという懸念さえ私は覚えますので、この辺は気をつけていただきたいと思えます。

そこで、今、滞納状況を聞きますと、やはり案の定、年々増えております。額はそんなに増えてませんが、件数が年々増えております。そして、特にその中で差し押さえの実態ですね、これ、今伺いしても大変驚きました。平成18年が230件、平成19年が533件、平成20年が688件、平成21年が935件、今年度、平成22年度は1月末時点でもう既に1,005件、金額も5,200万円から1億2,000万円、2億2,000万円、4億900万円、3億8,000万円ぐらい、どんどん増えてます。

これも結局、納税意識が低いからではなくて、本当に払えない実態があるということ。もちろん、払わないでいいとは言いません。払わなくちゃいけないんですけれど、払えない実態。例えば、国保料なんてのは本当に、私どもでも毎回苦勞し、血が出るような思いをして払ってますから、ちょっと何かあればすぐもう払えなくなります。そういう実態があるということを、まず市当局は考えておいていただきたい。

そこでお尋ねですが、先ほどの差し押さえ債権の種類で、全体には預金、給与、生命保険、年金の順に多いと言われましたが、この預金の中には、年金なんかが銀行に振り込まれた、その預金が入ってるんじゃないですか、どうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 財務部長。

○財務部長（本廣 繁君） 年金の振り込みがその口座になっておれば、その預金を押さえるということとはございます。

○議長（行重 延昭君） 15番、木村議員。

○15番（木村 一彦君） ですから、法律というのはまことにおかしいんで、年金を銀行口座に厚労省や何か振り込んだ途端に、それはもう年金じゃなくて預金とみなされるんです。預金とみなした場合は、差し押さえしてもいいってことに、法律ではなっている

んです。今どき、年金を現金でどこでもらいますか。みんな年金は銀行振り込みですよ。それに、その振り込まれた途端に、もうそれは預金として押さえてもいい、こういうことになっている。全く矛盾した法律です。

それと、もう一つお伺いしますが、担税力に見合った、つまり「税金を担う力を持つてかどうかというのを調査して、見きわめて差し押さえする」と、「その場合も分納を含む自主納付を求めていく」と、こうおっしゃっておりますが、今回の、先ほど壇上で述べました、御婦人の場合、独居の御婦人の場合、この担税力というか、そういうものを調べられたんですか。調べたとしたら、あれだけの差し押さえすれば食費が出ないということは当然わかるじゃないですか。これ調べられてないから、いきなりばくっと預金を押さえたんだろうと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 財務部長。

○財務部長（本廣 繁君） 口座にそれだけの預金があったということで、その預金を押さえたということでございます。

○議長（行重 延昭君） 15番、木村議員。

○15番（木村 一彦君） そういうことでは本当に、先ほど壇上で言いましたように、年金が差し押さえられて死ぬしかないという選択をされる方が、これから出てこないとは限らないんです。だから、そういう預金があるからそれで差し押さえたというような機械的な、また、官僚的なやり方、これ、ぜひ改めてほしいと思います。

ぜひとも、市の職員の、今、仕事も増えております。市長が先ほど言われたように、どんどん人を減らしておりますから、職員の負担も増えております。かつてだったら、催告をし、それでも相談に来られない、これは来ないほうが悪いです、悪いけど来られない、そういう御家庭には、かつては、行って、御家庭訪問して、「あんた、このままだと差し押さえになりますよ」と、「何とか分納でもしてもらえませんか」という話ができたとするんです。ところが、今は、聞きますと、もう電話で催告し、書類で差し押さえの予告をする、それでも出てこなきゃもう差し押さえと、こうなっているんです。だから、そういうことも何とか改善できないのか、本当にそれで人が死ぬようなことになったら取り返しがつきません。その辺での検討の余地はないのかどうか、お伺いします。

○議長（行重 延昭君） 財務部長。

○財務部長（本廣 繁君） 滞納者に対する対応でございますが、納付についての相談については、極力応じております。

先ほども申し上げましたように、文書催告をして、それで通常の方であれば、滞納者の方は収納課の窓口にお見えになるわけですが、そこで可能な限り、収納課の職員は対

応しております。滞納者の実情を考慮して、例えば徴収猶予とか分割納付とか、そういうものについて御相談を受けておる状況でございます。

○議長（行重 延昭君） 15番、木村議員。

○15番（木村 一彦君） 答弁になってないんでもう一度言いますけど、今回の、壇上で言った婦人のようなケースがなぜ起こるんですか、じゃあ。起こらないようにしてほしいんです。

○議長（行重 延昭君） 財務部長。

○財務部長（本廣 繁君） 現在は個別調査、個別徴収というのはやっておりませんが、県内主要都市におきまして、現在は、先ほど申し上げましたように、文書催告、差し押さえ、搜索というような状況に滞納整理の事務手続がシフトしておりますので、銀行調査というのは、現在はほとんどの市で行ってない状況でございます。

○議長（行重 延昭君） 15番、木村議員。

○15番（木村 一彦君） 私は、行政というのは住民の共同事務を、住民の出し合ったお金でやってるところだと思ってます。住民のための組織なんです。決してお上でもなく、統治するところでもありません。そういう立場に立って、本当に、もしそれをやったら死ぬかもしれないというような事態になるかもしれない、そういう事態にやっぱり真剣に対応するような行政をやっていただきたいということを要望して、この問題は終わりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 終わります。

次は借上型市営住宅制度について、土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、借上型市営住宅制度の導入についての御質問にお答えいたします。

本質問は、平成16年12月議会、平成19年12月議会で同様の趣旨で御質問をいただいておりますが、当制度は、直接建設方式に比べ初期投資は低減できますが、借上期間は原則20年と長期にわたること、また、近傍の民間家賃と入居者が負担する家賃との差額をこの間補てんすることとなり、費用対効果の面からしますと必ずしも有利とは言えず、制度の導入には至っておりません。

議員御指摘のように、県内では宇部市及び山口市がまちなか居住を促進し、中心市街地を活性化することを目的に、制度を導入しておられます。また、周南市においても同様の目的で、JR徳山駅周辺で市営住宅を整備するために、来年度に事業者を募集する旨、聞き及んでおります。

そこで、1点目の近年の入居希望者と実際に入居できた人の割合はどうなっているかと



いう御質問でございますが、過去5年間の応募状況で見ますと、平成18年度は募集戸数96戸に対して応募者総数が1,080人で、応募倍率は11.3倍、平成19年度は募集92戸に対しまして応募が752名、倍率が8.2倍、平成20年度は募集53戸に対して応募が544人、倍率は10.3倍、平成21年度は募集61戸に対して応募が591人、倍率は9.7倍、平成22年度は募集63戸に対しまして応募が619人、倍率が9.8倍となっております。

いずれの年も応募倍率は10倍前後で推移しておりますが、これは団地ごとに差異がありまして、比較的新しい住宅が高倍率となっております。

2点目の、公営住宅ストック総合活用計画における借上型市営住宅制度の導入の位置づけについてお答えいたします。

平成18年度に見直しを行いました現計画では、借上制度の導入につきましては明記しておりませんが、公営住宅の整備手法が直接建設方式以外に借上方式、買取方式、PFI方式等多様化してきていることから、市営住宅の整備に当たっては、社会環境等の変化への対応として、民間活力の導入の必要性があることを掲げております。

このことから、来年度に見直しを行いますストック総合活用計画におきましては、各団地の需要と供給、あるいは地域間のバランスを考慮し、県営住宅を含めた公営住宅の供給目標戸数を設定し、活用計画を策定いたしますが、あわせてこの計画の中で、一括借り上げ以外の方法についても、例えば住居単位での借り上げ、借上期間の短縮等について調査・検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 15番、木村議員。

○15番（木村 一彦君） 我が国の住宅政策というのは、ずっと長い間、持ち家制度を中心に進められてきました。その結果、現在では住宅ストックの約6割が持ち家、そしてその次が民間賃貸住宅、いわゆる民間の貸し家、アパート、これが26%、公営住宅はそれ以下、一番少ないです。しかもこの10年間、国の施策もこの住宅関連予算、どんどん減らしてきております。そして、今、国においては、国と地方自治体が協力して、住宅に困っている低所得者に低家賃の住宅を供給するという、これ、公営住宅法ですか、本来の公の責任を事実上放棄し、公営住宅の新規建設を一切行わないという公的住宅施策の縮小、撤退政策をとってるわけです。民主党政権も、これ、変えると言ってましたが、結局、今、変わっておりません。

そこで、お尋ねするんですけれど、我が市においても公営住宅の総戸数といいますか、キャパシティ、これは、ここ近年、ずっと新規住宅が建設されておらないわけですから、

ずっと現状維持が続いているんじゃないかと思いますが、その辺の大きな推移について、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） 議員御質問の、戦後の国の住宅政策及び市の住宅の考え方ということでございますが、先ほども議員が御指摘されましたように、この住宅政策につきましては、戦後、戦災等の住宅不足等から住宅供給を目的に公営住宅法が制定されまして、昭和40年代に新規建設ということがピークを迎えております。以後、国のほう、全国的にも、その建設の戸数は減るということで、建て替えというような方向で進んでおるのが現実でございます。

防府市も昭和60年代までは新規建設、住宅建設を進めてまいりましたが、議員御指摘のように、その後につきましては、改築ということで推移しておることが現実でございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 15番、木村議員。

○15番（木村 一彦君） それからもう一つ、先ほど市営住宅の、いわゆる空き家の倍率ですね、これ、全市平均を言われましたけど、特にこの中心市街地というか、いわゆる便利なところの市営住宅の倍率というのは、もっと平均よりはるかに高いと思いますが、一、二、例を述べていただけますか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） 市営住宅の募集の状況の中で、市街地といいますのが、防府駅周辺1キロ以内にある住宅と、それ以外の住宅というところで、ちょっと整理しておるものがあります。

中心部の、一応この倍率が31倍、周辺部が約6.5倍というような状況でございます。

○議長（行重 延昭君） 15番、木村議員。

○15番（木村 一彦君） 事ほどさように、本当に、特に高齢者が日常生活に支障のないような市街地に住もうと思えば、ほとんど絶望的と、30倍以上ですから、なかなか当たりません。もちろん、お金がある人は、今、盛んにマンションが建っておりますから、そこに入れますけれども、お金のない人は、本当に便利な生活から疎外されてしまうと、こういうことになってしまいます。

そういう意味で、中心市街地への公営住宅の増設、それから全体に、先ほど答弁でもありました、いろんな知恵を使って借上住宅なんかも使って、総体の、キャパシティーといえますか、もっと入れる、たくさんの方が入れるような施策をもっと真剣に追及していっ

ていただきたい、この公営住宅に対する要望は非常に強いものがありますので、ぜひそのことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、15番、木村議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時15分まで休憩といたします。お疲れさまでした。

午後0時11分 休憩

---

午後1時14分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問でございます。次は22番、今津議員。

〔22番 今津 誠一君 登壇〕

○22番（今津 誠一君） それでは、早速質問させていただきます。

政策の実施がなかなか進まないために質問項目がだんだんと増えまして、今回は19項目くらいにわたります。したがって、時間の都合上、答弁は的確に、極力ピンポイントでお願いしたいということを前もって申し上げておきます。

まず、防府市政の現況の打開についてであります。

今、議員定数半減の是非をめぐって、市民を巻き込んだ市長と議会の対立が先鋭化し、憂慮すべき状況に陥っています。この状況を早く打開し、終息させなければ、行政本来の役割を果たし得ず、納税者である市民への責務不履行という新たな重大問題が発生します。

また、議員定数半減のねらいは、年間約8,000万円程度の経費削減とされていますが、その削減効果額の比ではない、はかり知れないマイナス効果が発生し、全くナンセンスな政策だったという結果に終わると確信します。このはかり知れないマイナス効果とは、貴重な時間と金が浪費され、行政が本来果たすべき役割、つまり政策の実施が停滞するということです。

今、防府市は、多くの行政課題を抱えています。例えば、とことん冷え込んだ景気をいかにして浮揚させるか、地域を支える人づくりをどうするか、観光振興、環境対策、高齢者対策、行財政改革等々、頭が痛くなるほど多くの課題を抱えています。

今は、これらの政策実現に心血を注ぎ、行政本来の役割と責任をしっかりと果たすべきときです。そのときにこの定数半減騒動が長引けば、行政組織全体に動揺が生じ、――既に動揺が生じていますが、職員も浮き足立って、政策の実施が停滞し、我々の政策提言も生かされず、貴重な時間が浪費されます。また、市長以下職員の人件費、議員の歳費、あるいは住民投票の実施に発展すれば、それらの費用等を含め、貴重な金が浪費されます。

常に言われることですが、議会と執行機関は車の両輪で、互いに緊張関係を保ちながら

協調を図らねばなりません。この良好な関係が維持されなければなりません。

日本には貴重な「和」の文化があります。聖徳太子は十七条の憲法の第一条に「一に曰く、和を以て貴しと為し、忤うこと無きを宗と為よ。人皆党有り、亦達れる者少し。是を以て、或は君父に順わず、また、隣里に達う。然れども、上和ぎ下睦びて、事を論ずるに諧えば、則ち事理自ら通ず」と記されています。現代語に訳しますと、「一に言う、和を何よりも大切なものとし、いさかいを起こさぬことを根本としなさい。人はグループをつくりたがり、悟り切った人格者は少ない。それだから、君主や父親の言うことに従わなかったり、近隣の人たちともうまくいかない。しかし、上の者も下の者も協調・親睦の気持ちを持って議論するならば、おのずから物事の道理にかない、どんなことも成就するものだ」ということであります。

私は、今まさに行政と議会と市民が三位一体となって「防府市再生」という一大目標に向かって協調し、協働することが最も大事なときだと考えます。

したがって、私は、この問題を一日も早く終息させ、行政も議会も落ちついて、本来のそれぞれの仕事に専念できるようにしなければならないと思います。このことは、すべての市民が望んでいると確信します。そのためにはお互いが歩み寄り、反省すべきは反省し、よく話し合いをしながら、一定の常識の線で決着を図りたいものだと思います。市長には、この問題の落としどころをよく、柔軟に考えていただきたいと思います。

私は、3万6,000人の署名者の中でも、特に半減にこだわる人は極めて少ないと思います。現に、私は、票は松浦市長に投じたが、「半減はやり過ぎ」と言う人をたくさん知っています。また議会も、議会に対する市民のさまざまな声によく耳を傾けなければなりません。市長には、一日も早くこの問題の打開を考えていただきたいと思います。私のこの切なる思いに対し、市長のお気持ちをお聞かせ願いたいと思います。

次に、重点政策等の進捗状況についてお尋ねします。

まず、教育についてであります。

私は、たしか去年の9月議会で、「市長の教育政策は体育館を毎年1個ずつ建設することのみで、これだけでは教育政策としては余りに貧困ではないか」と指摘させていただきました。

新年度の授業には、教員の授業力と子どもの学力向上を図るため、学力向上推進室を設けることが決まりまして、これはこれで大変結構なことだと評価します。しかし、今、もっと多くの政策が求められています。

市長は、教育にそれなりの思いがあって重点政策の一つに掲げられたものと思いますが、このほかに市長御自身の具体的教育政策を示していただきたいと思います。

次に、私は、地域を支える人づくり政策として、地域の子どもは地域全体で責任を持って育てる教育システムの構築、並びに教育委員会が本来の子どもの教育に集中するため、教育委員会所管事務の市長部局への移管を提案していますが、なかなか進捗しません。本来、これらの政策は、市長御自身が示されるべきものと、私は思います。市長は、これらの政策をもっと積極的に進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、「16か年教育」についてであります。

兵庫県小野市の教育委員会は、脳科学の研究成果をもとに、胎児の段階のマイナス1歳から15歳までの「16か年教育」を行っています。これまで、市教委は幼稚園から中学校までを対象としていましたが、マイナス1歳から5歳までを前頭前野が爆発的に成長するファーストステージと位置づけ、この段階での教育を重視したものと理解します。特に、健康的で明るい家族との触れ合いは、幼児の脳細胞を刺激し、情緒の安定した幼児を育てるようであります。

胎児の段階から教育を施す、この「16か年教育」は、教育の本質に迫る非常にすぐれたものと考えます。この「16か年教育」の教育の制度を、防府市も取り入れることを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

2番目は、新任教員の郷土史教育研修についてであります。

今の教諭制度では、教員の人事権は県が掌握し、各市町村に教員を派遣しています。したがって、赴任先の郷土史を全く知らない教員が多いのが実情です。これでは郷土史教育がおざなりになり、子どもたちに郷土史をしっかりと教えることはできません。

そこで、新任教員に郷土史教育研修を行う必要があります。これについて、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、観光についてであります。

私は、市長御自身の観光政策として、まちの駅「うめてらす」の建設以外に何を示されたのか覚えがありません。友人、知人に防府市への宿泊を依頼するという次元のものではなく、確とした市長御自身の具体的な観光政策を示していただきたいと思います。

次に、現在の防府市の観光政策において、非常に重大な視点が欠けています。それは、海外に目を向けた観光振興の視点です。

御承知とは思いますが、アジアを中心に、外国人観光客が急増しています。これを見逃す手はありません。既に、他県他市では海外に事務所を設置したり、中国等への進出企業に観光PRを委託したり、外国人向け案内表示板を作成し、ホームページに掲載したりしています。防府市も、外国人観光客を誘致する施策を講じるべきです。これについてお答えいただきたいと思います。

観光に関する提案は何点かありますが、時間の許す範囲で自席から紹介し、要望したいと思います。

次に、環境についてであります。

市長の環境政策には、ごみ焼却施設の建設がありますが、それ以外に何を示されたのか覚えがありません。市長御自身の具体的環境政策を示していただきたいと思います。

2番目に、鉄道高架下の雑草対策について、過去2度にわたり一般質問で、JRとよく協議して解決するよう要望しましたが、一向に改善されていません。これまで部課長にどのような指示をしてこられたのでしょうか。担当部課のやる気と問題意識の低さにも原因があると思いますが、同時に、市長御自身もこの問題に関心が薄いというふうに感じています。

23年度の施政方針の大綱の第5では、「市民のだれもが「住みよいまち」と思える、景観の形成や快適で便利な生活空間の整備をし」云々とあります。看板に偽りがあってはなりません。担当部課にJRと交渉する能力がないのであれば、市長御自身がJRとかけ合って、解決してはいかがでしょうか。

次に、空き缶等のポイ捨て禁止条例は全くその効力を発揮していません。効果ある条例に改正すべきと思います。もし条例の改正をしないというのであれば、その代案を示していただきたいと思います。いかがでしょうか。

次に、私は、ごみの減量化に関し、ホームページにリユース掲載所、リユース情報掲示板を設置し、「あげます」「ください」情報を集め、家庭で不要になった家具や電化製品等の交換を促す制度を提案しましたが、これも実施されていません。金のかからないことですから、すぐに実施できるはずです。いかがでしょうか。

次に、温暖化防止と経費削減のため、庁内の待機電力を減らす対策を提案します。

庁内の各課で使用する電気ポットは、使用電力が高く、電気料金も看過できません。山梨県の南アルプス市は、職員が温暖化防止に向けてとるべき行動を示した指針、グリーンマニフェストを策定し、その一つに、待機電力を減らすという取り組みを掲げています。これも、やる気になればすぐに実施できることだと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、行財政改革についてであります。

これまでの行財政改革は、削減オンリーの行財政改革でした。削減、削減で、今や完全に息が詰まっています。もちろん、削減すべきぜい肉部分があれば、これからも削減しなくてはなりません。しかし、今や筋肉や骨の部分にまで削減が及び始めたという感が否めません。まさに異常です。

日産のゴーン社長は、社長就任後、最初の数カ月は人員削減を含め、徹底したリストラ

を実行しました。しかし、その後すぐに売り上げ増に向けた政策にチェンジし、日産を再建しました。防府市は約13年間にわたり、削減オンリーの政策をとり続けています。新年度の施政方針の中に、「入るを量りて出ざるを制す」という言葉が初めて入りました。これは、これまでの軌道修正あるいは方向転換なのか、あるいは単に財政の基本姿勢を示したまでのことなのか、定かではありません。

しかし、今後防府市が自立、再生するには、持続可能な市政を維持するには、かつて三白政策で藩の財政を救った毛利重就を手本とする、入るを量る政策をとることが不可欠です。

そこで、行政、議会、企業、市民が一体となって知恵を出し、汗をかいて実現する防府市財政歳入プランをつくってはどうかと考えます。

次に、市のヘッドクォーター、総合政策部の創設についてであります。

これまで、再三再四指摘しましたが、防府市の行政組織の致命的欠陥はヘッドがないことです。辛らつな言い方をして恐縮ですが、サメの脳程度の企画課があるだけです。別に、職員の脳がサメと言っているわけではありません。なぜ部を設置しないのかと問えば、「人が足りない」、「国体が終わって余裕ができれば考える」ということです。これでは話になりません。これでは防府市の将来よりも国体のほうが大事と言っているようなものです。

組織の中核には、何はさておき、一定数の人材を配置すべきです。人材が足りなければ外部から入れてもいいはずですが、新年度予算のコンセプトに「選択と集中」が挙げられていますが、防府市のヘッドクォーター、総合政策部の早期創設が、まさにこれにかなうものと考えますが、いかがでしょうか。市長から御答弁をいただきたいと思います。

次に、部長マニフェストの公表についてお尋ねします。

私はかつて、部長宣言で「重点施策を市民に公表するとともに、その達成期日や進捗状況を示す部長マニフェストの公表を提案しました。これにより、行政に責任感とスピード感が生まれ、市民にわかりやすい行政が実現できます。

新年度の施政方針のくくりには、「全職員がスピード感を持ち積極果敢に取り組むことをお誓い申し上げ」とあります。この方針に全く合致した政策だと思います。早速実施すべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、アンテナ職員の配置についてであります。

時事通信社が発行している官庁速報には、全国のおのおのの自治体が企画・立案した参考にすべき政策の事例が紹介されています。私は、このような情報をそれぞれの課がよく目を通し、取り入れるべきものがあれば積極的に取り入れ、行政の質の向上、言い換えれば市民サービスの向上に資するべきだ。そのために、若手の職員に、研修をかねてそのよ

うな情報を取りまとめる役を負わせるアンテナ職員の配置を提案しました。当時はかなり前向きな回答をいただいたように記憶していますが、今、実際に全庁的に行っているのかどうかお尋ねします。

行政経営品質の向上についてであります。

私は、何年か前の一般質問で、これまでの個々の行政課題を拾い上げて、それらを改善する行政改革の手法から、企業経営のすぐれたシステムを行政に取り入れ、継続的な改善活動を通じて行政全体の質を高める、行政経営品質を行政改革のグレードアップとして提案しました。市長には、これに賛同いただき、多額の予算づけをしていただきましたが、これがどこまで進捗しているのか、また、その成果はどのようなのか全く不明です。この現状についてお尋ねします。

最後になりますが、SNS、これはソーシャル・ネットワーキング・サービスの略ですが、これを活用した市民協働についてお尋ねします。

大阪市は、市民と一緒に、大阪を元気にするため、市民協働の輪を広げるさまざまな取り組みを行っています。

その一つに、地域SNS「おおさか本音っと」を活用して、さまざまな行政課題に関するテーマ、例えば子育てとか、ごみの減量化等について市民らがネット上で意見交換できる仕組みを始めます。市政に対してもさまざまな知恵や意見を提供してもらい、市民から寄せられた意見や活動に関する情報は、ラジオ番組を通じて市民に発信し、市民協働の輪を広げていきます。

今、「参画」と「協働」は防府市の重要テーマとされていますが、このようなシステムを積極的に取り入れることを提案いたしますが、いかがでしょうか。

以上、壇上よりの質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 22番、今津議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。昨夜遅くまで答弁書をつくっておりました、今までの過去最大の二十数ページの答弁書になっております。手短に、早口で申し上げさせていただきます。失礼をお許しくださいます。

まずは、市政混乱の早期打開についてのお尋ねでございましたが、議員には御心配をおかけし、心から感謝申し上げます。

お言葉を返すようでございますが、私は、今日の議会と市長との関係が、議員御指摘のような対立や混乱状態であるという認識をいたしておりません。と申しますのは、本来市民から直接選ばれた市長と、一部の市民から選ばれて集合しておられる合議体である市議



会は、市民のため、また市の将来のために本音で主張し合い、議論しなくてはならないからでございます。

私も、御承知のとおり、市議1期4年、県議3期11年2カ月、通算15年2カ月の地方議会経験者でもございますので、そうした経験からもあえて申し上げさせていただきますが、議会は本来、議員と首長がお互いの考えを議論するための場ではないでしょうか。しかし、現在の地方議会においては、議員からの発言のみが保証され、首長による発言、もちろん反問権もない不均衡な仕組みとなっていることにより、本来必要な議論ができていないのではないかとございまして。このことは、議会、首長双方にとって不幸なことではないかと思っております。せっかく議会基本条例までお立ち上げになられたのでございまして、この点も今後、考慮していただくとよろしいのではないかと、私は考えております。

「今のような状況を憂いて」とのお言葉でございました。数々の御指摘をいただきましたが、直近の民意、昨年の市長選挙での民意をお訴えして、私はおります。私の議会改革に対する考えに真剣に対峙していただき、一刻も早く民意に沿った結論をお出しいただくことが、議員の御懸念の払拭にも通じることであると、市民の多くの皆様方が申しておられます。これは、市民の代表、いわゆる代表民主制における代表である議員は、すべての行政課題について、支持者から全権を与えられていないからでありまして、その代表の皆様様の合議体である議会は、一刻も早く民意に対し、謙虚であってほしいと願われているからであります。

次に、市民の皆様から提出された条例改正の直接請求における3万5,000余りの署名者の中には、半減にこだわっていない人もいないのではないかと御質問であったかと存じますが、議員定数半減を求める市民の会の皆様は、その代表者の議会での、この場での御発言を私も聞いておりましたが、法定定数上限の半減ということで17人にするという直接請求を出されたと承知しております。

私がお訴えした、すなわち13人にするということは否決された当議会でございますが、半減であれ、何であれ、大幅な削減を市民が求めておられることは、明白な事実でありますことを深く御認識され、市議定数の大幅削減という民意に基づいた政策課題に深く思いを寄せて、賢明なる御判断をお願い申し上げたいと存じます。

次に、重点政策等の進捗状況についての御質問にお答えをいたします。

教育、観光、環境、その他の政策の順にお答えいたしますが、教育に関する新たな政策の御提言につきましては、後ほど教育長より答弁いたします。

まず、教育についてでございますが、今津議員におかれましては、月に1度の教育委員

会定例会に毎たび御出席をいただいております、敬意を表するものでございます。

私の教育に対する思いは、今年の9月議会でも御説明申し上げ、このたびの施政方針演説でも述べましたように、私は、教育を、環境、観光、防災、ローカルマニフェストと並んで、本市の最重要施策の一つとして位置づけております。なぜなら、教育は、我が国の将来を担う子どもたちを育てる営みであり、私たち大人が責任を持って進めていかなくてはならないものであると、強く認識しているからでございます。

この教育において、特に大事なことは、道徳心や倫理観の一層の向上を図り、生きていくことに感謝して、生命を慈しむ心、そして困難に屈しない強い心と身体、社会におけるルールマナーを守る心、郷土や国家を愛する心等、人間形成の基礎基本を培うことであると私は思っております。

そのためには、子どもたち一人ひとりが生涯にわたって学び続ける力をはぐくむ教育や、学校、家庭、地域社会が連携して、地域に根差した特色ある教育、先人の業績や生き方に学び、ふるさとを愛する心を養う教育を推進していくことが重要であると考えております。

私も、小学校6年生とは8年間、中学校2年生とは4年間、給食を御一緒させていただいてまいりました。ことしも、すべての学校で児童・生徒とのふれあいの時間を持ちました。その中で、私は、素直で正しく生きることや読書の大切さを伝えてまいりました。

現在、防府市では、「学ぶなら防府」を合い言葉に、元気が育つ人づくりを推進しており、学問の神様、菅原道真公にちなんで「学問のまち ほうふ」として、市民の皆様にご自信と誇りを持っていただけるような教育行政を積極的に推進しているところでございます。

その教育行政の具体的な施策として、読書好きの子どもを増やすことにもつながります移動図書館車（ブックモバイル）の運行や、学校図書館司書の配置、安心・安全な教育環境の整備に向けた学校の耐震化の推進、社会環境の変化に対応した小学校通学区域の弾力化、富海小・中学校の一貫教育に向けた研究の推進、さらに来年度は教師の授業力を高め、子どもたちの学力を向上させるために、学校教育課内に学力向上推進室を設置いたします。このほか、青少年健全育成協議会で「家庭の日」として位置づけられている第3日曜日のあり方について、私なりの積極的な提言を繰り返しているところでございます。

また、防府市教育委員会では、学校、家庭・地域の連携の強化及び学校の教育力の向上の、大きく2つの柱から成る「学問のまち 「ほうふ」創生」に向けた諸事業を展開し、「教育のまち日本一」を目指した取り組みを進めていこうとしておられるところでございます。

このような、教育委員会の取り組みは、私の教育に対する理念と相通ずるものがございまして、市長として、今後も防府市教育委員会の教育施策を強く支援し、本市の教育が子

どもたちの将来はもちろんのこと、ひいては日本の未来を築いていくと信じて、今後も皆様方とともに努力してまいる所存であります。

次に、議員から御提案をいただいた、教育に関する政策の進捗状況にお答えをいたします。

まず、地域の子どもは地域が責任を持って育てる教育システムの構築についてでございますが、将来を担う子どもたちを、心豊かで健やかに育む環境づくりは大変重要な課題であり、現在、学校、家庭及び地域が連携した教育施策を積極的に推進しているところでございます。

具体的に申し上げますと、まず私自身、ローカルマニフェストに掲げております「放課後子ども教室推進事業」は、地域の皆様の御協力をいただき、現在5地区で開講しております。子どもたちと地域の方々との交流が深まるこの授業をさらに推進するため、来年度は新たにまた御協力をいただき、1地区を加え実施する予定でございます。

また、地域のボランティアの方々による学習支援や環境整備など、地域の教育力を生かした「学校支援地域本部事業」を、新田小学校においてモデル事業として3年間実施いたしました。今後はその成果を踏まえ、さらにこの取り組みを推進するため中学校区に拡大し、小学校と中学校が連携した広域での事業実施を予定しております。さらに、地域の声を学校運営に生かし、地域に根差した特色のある教育を進めるための「コミュニティ・スクール事業」について、大道小学校が平成22年度から2年間、国の研究校として指定を受け、学校と地域との連携方策の研究を進めております。

これらの取り組みの全小・中学校への拡大を目指し、今後、それぞれの事業の目的や内容を有機的に組み合わせ、地域の子どもは地域が責任を持って育てる教育システムとして構築できるよう、市長として、引き続き防府市教育委員会の教育施策を強く支援してまいりる所存でございます。

次に、教育委員会所管事務のスポーツ及び文化行政の市長部局への移管についてでございますが、これは、文部科学省からの通知によりますと、移管する場合は地域の実情や住民のニーズに応じて、地域づくりという観点から、他の地域振興等の関連行政とあわせて、市長部局において一元的に所掌できるとされており、本市といたしましては、既に教育委員会とも協議を重ねておりますので、さらに熟度を高め、平成24年度から新体制でスタートできるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、観光の振興についてお答えをいたします。

初めに、私自身の具体的な取り組みについてございましたが、私がこれまで取り組み、お示ししてきたことを御理解いただけなかったようで、説明不足をおわび申し上げます。

私は、これまで防府市のトップセールスマンとして、私なりに本市の観光振興に全力で取り組んでまいりました。そして、昨年6月の市長選挙に当たりましても、その中で観光政策について具体的な取り組みをローカルマニフェストとしてお示しいたしました。

1点目は、まちの駅「うめてらす」を中心とする観光ルートの整備でございます。昨年4月にオープンいたしました「うめてらす」は、5年前の選挙公約を実現したものであり、既に50万人のお客さんに御来館をいただき、かつてのにぎわいが戻りつつあると感じております。この「うめてらす」を中心とした観光ルートの整備をさらに進めるため、宮市・国衙地区での歴史や景観を活かしたまちづくりを継続して実施し、周辺のにぎわいに結びつけたいと存じます。

また、防府市を代表する俳人である種田山頭火を検証し、「山頭火のふるさと防府」を全国に発信するため、防府天満宮周辺で「山頭火の小径」に近い場所での「山頭火ふるさと館」の建設を掲げ、この実現によって、観光客数は年間100万人の達成も可能であると確信しております。

2点目として、大平山ロープウェイのさらなる充実のための大平山山頂公園の整備・拡充を掲げております。

私は、かねてからロープウェイは防府市のシンボルとして誇るべき、また、ぜひとも守るべき財産と考え、各種誘客事業や経費の節減に取り組んでまいりました。その結果、利用客も増加に転じ、経営も改善されてきております。

したがって、今後も、設備・施設等の保守・点検を十分に行いながら、安全運行を継続してまいります。あわせて山頂公園を整備・拡充することで、さらなる市民や観光客の利用増を図り、市民の財産として、次代に引き継ぎたいと考えております。

3点目に、市内観光バスの再開を挙げさせていただいております。

今回、新年度予算に、10月、11月の2カ月間の土曜、日曜のバス運行補助経費を計上し、バス事業者と共同で運行することいたしました。

なお、本年開催の国体の開催期間中は、おもてなしの心をあらわすため、全日運行する予定にしております。バスガイドが添乗する定期観光バスの運行は、短時間での主要観光地めぐりによる観光客の利便性が図られると同時に、本市の観光スポットである天満宮、国分寺、毛利氏庭園・博物館、さらには英雲荘をPRするとともに、さまざまな観光資源をPRできるものと考えております。

以上、3点について申し上げましたが、これらのこととは別に、好評を博しております月の桂の庭の公開の再開を、所有者である尼崎市在住の桂家御当主にお願いをしたり、周南市との観光振興協定の締結では、周南市長に直接話しかけ、実現に至りました。さらに、

大洲市、松山市、周南市との4市の観光交流についても、既に指示をいたしているところでありまして、本年2月には大洲市から副市長、商工会議所会頭を主要メンバーとする「大洲市まちの駅」の訪問団の来訪を受け、情報交換を行ったところでございます。

また、姉妹都市である広島県の安芸高田市とは、伝統芸能である「神楽団」をお招きすることや、両市民による観光視察団の相互交流も、安芸高田市の浜田市長に提案しているところでございます。

なお、本市の観光振興の基本方針、方向性を示した、「防府市観光振興基本計画」を3月中に策定いたしますので、新年度から、この計画に沿って事業を進めてまいります。

次に、外国人観光客の誘致策についてでございますが、現在、本市も加入している山口県国際観光推進協議会を中心として、外国人観光客の受入体制が整備されており、各種の誘客事業を展開しております。

その中で、平成21年には台湾からの旅行商品に本市が旅程に組み込まれ、150人規模の観光客を受け入れ、また、平成22年には総勢1,000人近くの韓国青少年連盟教育旅行団や、韓国青少年連盟教育旅行視察団の受け入れを行うなど、誘客事業が着実に実を結んだものと考えております。

今後につきましても、さらなる外国人観光客の誘致のため、貴重な御提言をいただきました海外に進出している企業等に観光PRをお願いすることにつきまして、商工会議所とも御相談をさせていただきたいと存じます。

なお、市制施行75周年に当たり、御来訪のお声がけをしていく予定の姉妹都市春川市、モンロー市の両市市長とも市民の相互の交流について、御相談いたしたいと存じます。

次に、環境についてにお答えいたします。

まず、私の政策についてございましたが、第1に、環境の保全に向けて必要不可欠な社会資本の積極的な整備でございます。議員から御案内のありました私のマニフェストにもございます新たな廃棄物処理施設につきましては、従来のごみの安全かつ安定的な処理に加え、ごみ発電による熱エネルギーの回収・焼却灰の資源化や、ごみの減量化・資源化はもとより、再生利用、市民啓発機能などを総合的に備えたリサイクル施設の運用を目指し、循環型社会形成推進施設としての整備を進めております。

また、美しい海や河川を再生するために必要な生活排水処理率の向上に向けて取り組んでおりまして、下水道事業につきましては、就任時の普及率が35.5%であったものが、本年度末では60.5%まで伸びる予定でございます。新年度も新たに西浦・富海方面への事業区域を拡大するなど、引き続き積極的に整備を進めるとともに、認可区域外の区域についても合併浄化槽の普及促進に努めてまいります。

さらに、地球温暖化対策において重要な再生可能エネルギー設備につきましては、住宅用太陽光発電システムにおいて、平成21年度に再開した補助制度の活用状況から順調な増加を見せており、より一層の普及に向け、今後もその促進を図ってまいります。

第2に、地方分権化・地域主権化の時代に即した環境保全体制の強化でございます。大気・水質の保全、静穏の保持などは、市民の健康や快適な生活環境を守る上で、最も身近で重要な環境保全施策でございます。

これらについて、みずからの責任と判断による、より積極的な環境行政の実現を目指し、平成23年4月1日から、騒音・振動・悪臭の規制区域の指定等について県の権限移譲を受け、環境保全体制の一層の強化を図ってまいります。

そして、第3に、市による率先的な環境保全行動でございます。これまでも、ノーマイカーデーを毎週実施するなど、市みずからが事業者・消費者であるとの立場から、環境の保全に向けた行動を率先して実行するため、「防府市役所環境保全率先実行計画」を策定し、環境保全型のオフィススタイルの確立に向け、市庁舎を含む市有施設の省エネルギー化にも積極的に取り組んでいるところでございます。新年度には、率先行動の新たな推進体制を立ち上げることとしており、市民・事業所の自主的な取り組みの促進につながるよう、取り組みの拡大を図ってまいります。

いずれにいたしましても、環境政策につきましては、人と自然との共生、環境型社会、地球温暖化対策など、さまざまな観点が総合的に実現されることが重要でございますので、環境の状況や社会経済の状況などに注視し、その時々における適切な施策の実施に努めてまいります。

次に、議員から御提案をいただきました環境に関する政策の進捗状況についてお答えいたします。

まず、鉄道高架下の雑草対策についてでございますが、議員御案内のとおり、平成21年12月議会において、JR高架下の雑草対策について、議員より御質問をいただきました。その際、JR高架下につきましては、高架建設当時に施工されております、草の発生を防ぐ舗装やシートが経年により劣化しており、雑草が繁茂しているところも多く見受けられる状況にあることから、所有者であり、また、管理者であります西日本旅客鉄道株式会社に対しまして、除草などの対策を講じていただくよう要望し、先方より、「年2回程度実施している除草の回数を、状況を見ながら増やしていきたい」との御回答を得たことをお伝えいたしますとともに、引き続き「美化に努めていただくよう、要望してまいります」とお答えをいたしました。

その後の状況でございますが、JR西日本徳山地域鉄道部におかれましては巡回・巡視

の回数を増やされ、適宜、除草作業が実施されていること、また、鉄道高架の西側より、順次、雑草の繁茂を防ぐための舗装（ガンコマサ）も行われていることを御報告させていただきます。

市といたしましては、本年が「おいでませ！山口国体」の開催年であることも踏まえ、今後も、JR西日本徳山地域鉄道部に対しまして、高架下の除草対策を要望してまいりる所存でございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、防府市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例に、罰則規定を盛り込んだ条例改正をしたらどうかという御提案でございましたが、一部の自治体において過料を課すなどの例がございますので、本市におきましても種々検討いたしました。また、条例の実効性を確保するためには、巡視員による市内一円の常時監視が必要となり、また、これに要する経費も多大なものになってまいります。また、過料といえども自治体の長の処分でございますので、その平等性を担保しようとするれば、違反事実の確認方法や反則金の確実な徴収体制の確立など、さまざまな問題や課題が想定されます。

以上のことを考え合わせますと、罰則規定を盛り込んだ条例改正は、今後も他市の実施状況を勘案しながら慎重に対応すべきであると考えております。

なお、御承知のとおり、本市では平成14年度から本条例を施行いたしておりますが、施行前に比べ近年の状況は改善されているという市民の御意見もある反面、議員御指摘のとおり、まだ十分ではないという御意見もございます。

したがいまして、市といたしましては、空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置を防止するためには、マナーやモラルの向上に向けた市民の健全な意識の涵養に努めることが重要であると考えており、地域住民の方々の御協力もいただきながら、啓発看板を積極的に配布して、ポイ捨て等の未然防止に努めるとともに、啓発チラシの全戸配布及び市広報を活用した定期的な広報活動を実施するなど、長期的な視点に立って、今後もより一層啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、リユース情報掲示板を市のホームページに設置してはどうかという御提案についてお答えいたします。

リユース情報掲示板は、自治体のホームページに個人個人の不用品に対する情報を掲示することにより、不用品を持つ人と、その不用品をリユースしたい人とを仲介する3Rの取り組みでございます。

過去に議員の御提案もあり、先進例について調査を行いましたところ、PR不足等の問題も考えられますが、リユースをしたい人の数が、共通して少ない状況でございました。また、双方が不用品のやりとりを行う際、トラブルが発生するケースも若干あるようでござ

ざいまして、その点を常に危惧しているとの感想を得ているところでございます。

したがいまして、今後、市が仲介することの法的な責任について十分に整理しました上で、個人情報保護の保護対策を含め、さらに事例研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、環境に関する新たな政策として、温暖化防止と経費節減のため、市内の電気ポット等の待機電力を減らす対策をしてはどうかという御提案について、お答えいたします。

議員御提案の、電気ポット等の待機電力を減らす対策につきましては、市有施設の省エネルギー化、経費節減、ひいては地球温暖化対策につながることでございますし、市みずからが事業者・消費者であるとの立場からも、前向きに取り組んでいきたいと考えております。

次に、これまで御提案をいただいた政策のうち、教育、観光、環境以外に関する政策の実施状況についてお答えいたします。

初めに、総合政策部の創設についてでございますが、本市では、行財政改革を推進するとともに、人事考課制度の活用や経営品質向上の研修等を通して、職員のコスト意識やスピード感などの経営感覚を持った人材育成に努め、組織全体の活性化を図っております。また、組織の改編をする際には、無駄の少ない効率的な組織であること、市民ニーズに柔軟に対応できる組織であること、緊急の課題に対応できる組織であることを目指しております。

議員御提案の総合政策部の創設についてでございますが、行政を取り巻く環境が激変する今日、各部の企画立案機能の充実、強化は大変重要な組織課題でございますので、今後、組織の改編について検討してまいりたいと存じます。

次に、部長マニフェストについてでございます。平成22年6月の市議会定例会において御提案いただき、その後、人事考課制度において各部長が作成する組織現状分析・課題設定シートの内容につきまして、1年間に取り組む業務、課題を各部の職員にわかりやすく改善し、部長マニフェストに近いものにいたしました。また、各部の主要な施策等につきましては、当初予算と関連し、市広報やインターネットにおいて、市民の皆様に公表しておりますので、部長マニフェストという形での公表は考えておりません。

次に、アンテナ職員の配置の状況でございますが、昨年6月議会でお答えいたしました若手職員を中心とする情報収集体制の整備について、検討を行ってまいりました。検討の結果、新年度から先進的な施策の情報収集が積極的にできるよう、各課に情報収集のための職員を配置してまいりたいと考えております。

次に、行政経営品質向上につきましては、議員御指摘のとおり、これらの行財政改革は、経費節減に留意することは当然のことながら、不透明な社会経済環境の中で、将来を見据



えた戦略を立案し、着実に実行することが重要であり、そのためには、職員のさらなる資質向上が必要不可欠でございます。

本市では、平成19年度に行政経営品質の考え方を取り入れ、これまで「職員研修」と「経営品質向上を推進する人材の養成」を軸とした取り組みを進めており、職員の意識改革と組織の体質改善を図ってまいりました。

現在、行政経営品質向上の考え方をベースに、人事考課制度や職員提案制度などの充実を進めており、市民満足度の向上のために創意工夫を重ねる職員、行政マネジメントのできる職員を育成してまいりたいと存じます。

また、成果についてのお尋ねでございますが、数値などでお示しすることが難しいものでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、新たな政策として御提案をいただきましたソーシャル・ネットワーキング・サービスを利用した市民協働についてでございますが、SNSとはインターネット上に社会的ネットワークを構築するもので、人と人とのつながりを促進、サポートするコミュニティ型の会員制のサービスでございます。

このSNSは、参加者の自由な交流の場として注目されておりますが、なりすましや誹謗中傷等の課題も指摘されており、これを行政の仕組みとして導入することにつきましては、なお研究が必要であろうかと考えております。

現在、本市におきましては、インターネットを活用した市民参画の機会といたしまして、市のホームページ上に市政への提言制度として、市長への提言箱、施策に関する基本方針や基本的事項の案に対し意見を求めるパブリックコメント制度を設けておりますので、これらの制度を活用し、市政への市民参画を推進してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

なお、先ほど申し上げましたとおり、教育に関する新たな政策の御提案につきましては、教育長より答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） 教育長、どうぞ。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 教育関係の新たな提案につきましてお答えいたします。

まず、「16か年教育」についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘の「16か年教育」とは、兵庫県小野市で進めておられる教育のことですが、この教育は、東北大学の脳科学者、川島隆太教授の理論に基づき「脳科学と教育」を教育理念として行われている教育であります。小野市では、生まれる前の胎児から義務教育終了に至るまでの16カ年の脳の発達に着目した教育を行っておられ、これは小

野市独自の教育事業であると聞いております。

防府市教育委員会といたしましても、幼児期から連続した教育の重要性については十分認識しており、今後も、幼・保、小、中、高の滑らかな接続が行われるよう、それぞれの連携の強化を図ってまいります。そして、本市の目指す子どもの姿に近づけるよう、知育、徳育、体育のバランスのとれた教育の充実に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、新任教職員に対する郷土史教育研修についての御質問にお答えいたします。

防府市教育委員会といたしましても、教職員が地域を知り、地域とのつながりの中で教育を進めていくことの大切さを認識しており、その意味で、郷土の歴史や文化・風土を理解する研修は重要であると考えております。

こうした観点から、本市に着任した新任教職員に対しましては、赴任した4月に、防府市の概要や史跡等についての研修を昨年度から実施しております。

また、新任教職員を含め、市内の小学校の教職員を対象に、国分寺や英雲荘、防府天満宮など、市内の史跡等をめぐる「社会科巡検」を毎年実施しており、本年度も34名の教員が参加し、防府市の文化・歴史への認識を深めております。

さらに、郷土に関するさまざまな学習資料を掲載した、小学校社会科副読本「のびゆく防府」を児童に配付するとともに、新任教職員にも配付し、授業や教員自身の研修に役立てることとしています。

防府市教育委員会といたしましては、今後も、教職員が地域を知り、地域とのつながりを大切にしながら、ふるさと防府に自信と誇りが持てる子どもたちを育てる教育を進めていけるよう支援してまいりたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 22番、今津議員。

○22番（今津 誠一君） それでは、時間がありませんので、急ぎ足でいきたいと思いますが、まず、最初の防府市政の現状の打開ということについてですが、ここでは特に、民意について私の考えを一言申し上げさせていただきたいと思っております。

市長は、選挙に勝ったから公約に掲げた定数半減については民意を得たもんだと、このように考えておられるようですが、私は、それはちょっと単純過ぎるのではなかろうかなと思っております。

まず、この選挙は、一対一の選挙でありましたが、定数を争点にした選挙ではありませんでした。また、選挙にはさまざまな、投票者、有権者が投票する場合には、さまざまなことを総合的に考えて、対比の中で、対立候補との対比の中で選ぶわけでありまして、そういう中で、市長が勝利を得られたということによって民意を得たんだというふうな解釈はちょっと違うのではなかろうかなと、このように考えます。

これについては、もう一度申し上げますが、落とすどころをよく考えていただきまして、この混乱をなるべく早く終息させるようお願いをしたいということを申しておきます。

それから、教育については、大体……、再質問はいたしません。

それから、観光ですが、これもちょっと……、あと、観光ってのは、私は、無から有を生むような事業だと思っておりまして、この施策については無限と言っていいほど考えられると思います。市長が6点ばかり申されましたけども、これ以外にもたくさんの施策が考えられます。今、私もここに用意はしておりますが、これ読むと、これを紹介するともう時間がないので、これはまた担当課のほうにこの資料を差し上げて、見ていただきたいと、こういうふうに思います。

それから、環境ですが、これまでJR高架線の雑草対策ですが、これ、市長、とにかく現地に行って、どういう状況なのかということは恐らく見ておられないと思います。年に2回程度の除草をした程度では、あそこはとてもきれいになるような状況ではありません。根本的に、あそこにセメンを張るといような対策を講じる必要があると、このことを私も、JRのほうにかつて言ったことがあります、一時はやるようなことを申しておりますが、なかなかJRもずるいところがありまして、そのままになっております。

市長、一回、どうですか、スピーディーな行政ということをおっしゃりますが、JRに行って、仕事というものはこういうふうにするんだというお手本を職員に示していただけたらいかがでしょうか。ぜひJRに行って、担当者と話をさせていただきたい、要望しておきます。

それから、空き缶のポイ捨て条例ですが、非常に難しいというようなことでしたけども、では、やらないと言うのであれば、きちんとした代案を示して、じゃ、具体的にどうやって美化を図るか、そういうことを示していただかなくてはならないと思います。啓発活動だけで解決できるものではないと思いますが、これ、お尋ねするともう時間がないので、また、この点については、機会をかえてお願いをしたいと思います。

それから、リユース情報ですが、これ、問題点だけを取り上げて、こういう問題があるからできませんと、こういうような考えで、いかにも我が市の行政の質は低いなあと、難しい問題があれば、それをいかにして克服して、実現するかということを考えるのが行政の仕事であって、難しい問題がありますからできませんと、これだけに限りませんね。ほかにも何かありましたけども、SNSですか、これも、これのマイナス点ばかりを取り上げて、できない理由とすると、その辺がいかにも防府市の行政の質が低いというふうに感じます。

それから、行財政改革ですが、けさ、斉藤議員の質問に対する市長の答弁を聞いていま

したら、なるほどなと実感したんですけど、それは、市長の基本的な考え方は、縮小均衡論なんだなというふうに私は思いました。今後人口は減るんだと、経済は右肩下がりだと、その中で生きていくためには削減、削減、削減しかないんだと、こういう考え方です。これは、将来、絶対行き詰まる考え方だと思います。やはり、上げ潮政策というか、成長路線をとらなければ将来はないと、いかにして入るをはかるかということを考えていかないと将来はないというふうに思います。

ちょっと今回は、質問が非常に多過ぎまして、なかなかやりにくいところがありますが……。

先ほど、防府市財政歳入プランというのを提案したんですけども、今、市の財政課には中期財政計画というのがありまして、これは、市税等の収納率のアップ、遊休土地の売却・活用、広告収入の一層の確保、あらゆる角度からの財源の確保に努めると、この4つの柱で構成されておるんですが、これは、現況の中でいかに歳入を図るか、という考え方の中から出てきたものであります。私の言う防府市財政歳入プランというのは、新たな産業創出であるとか、あるいは環境事業等によって新たな税収を図ることを目標とするもので、わかりやすく言えば、毛利重就がやったような三白政策で財源を確保するという考え方です。今後、こういったような考え方をぜひ取り入れてもらいたい、仮称ですが、こういった財政歳入プランというようなものを今後検討していただきたいと思いますが、これについて答弁をいただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 財務部長。

○財務部長（本廣 繁君） 議員御提案の防府市財政歳入プランの創設についてでございますが、現時点では策定の予定はございません。

先ほど、議員さんもおっしゃいましたけども、昨年10月に策定いたしました今後5年間の「防府市中期財政計画」、この中で、今後の財政運営に当たりましては、市税等の収納率の向上、あるいは遊休地の売却また活用、広告収入などの一層の確保など、あらゆる角度から財源の確保に努めてまいりたいと考えております。このため、歳入につきましては、中期財政計画を毎年最新の情報に基づいて見直すことにしておりますので、この財政計画の中で、社会経済情勢を勘案しながら計画してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 22番、今津議員、いいですか。

○22番（今津 誠一君） はい。

○議長（行重 延昭君） 以上で、22番、今津議員の質問を終わります。

---

○議長（行重 延昭君） 次は、12番、田中健次議員。

〔12番 田中 健次君 登壇〕

○12番（田中 健次君） それでは、本日最後の一般質問になりますけれども、あと1時間ということで、御清聴をお願いしたいと思います。

質問の第1は、市長のマニフェストについてであります。

松浦市長は、今年の市長選挙の直前に、御自身の後援会報「青眼」で、市議定数半減にかかわりなく進められるさまざまな課題をお約束として示されました。選挙後の最初となります、この平成23年度予算案では、どのようにこれを取り入れて進められるのか関心のあるところであります。

ところで、平成23年度当初予算案の概要では、予算編成の基本的考え方の中で、「最重要施策である「環境・観光・教育・防災」に「ローカルマニフェスト」を加えて」と述べられ、市長の選挙マニフェストをローカルマニフェストと表現し、新年度予算の中に盛り込まれていることを示されています。副市長の本会議における新年度予算提案でも、同様のことを述べられました。しかし、主要事業の一覧表では、重点施策として示された43事業、52億2,997万1,000円は、環境・観光・教育・防災、ローカルマニフェストを合計したもので、どの事業がローカルマニフェストになるのか、この一覧表の中だけではよくわかりません。

そこで、まず1番目に、新年度予算に関して、市長のマニフェストに関連するものは何があるのか、どの事業がローカルマニフェストであるのかをお示しいただきたいと思いません。

2番目に、今回の予算には入れられなくて、平成24年度以降にずれ込むものについてお尋ねをいたします。新年度は予算化を見送り、平成24年度以降の予算にずれ込むものは何があるのか、お伺いいたします。

また、その中で、とりわけ福祉・教育関係の実施スケジュールがどうなるかについて、3番目にお伺いをいたします。

以上について御回答いただきますよう、お願いをいたします。

質問の第2は、政策法務についてであります。

政策法務については、2008年、平成20年9月議会で、市の考え方をお尋ねいたしておりますが、その後もそれほど進展していないと感じますので、再度この場で取り上げさせていただきました。政策法務という言葉は、これまでは余り聞きなれない言葉として済まされてきた嫌いがありますが、2000年の地方分権改革により、自治体法務はこれ

までの中央照会型法務から自主解釈型法務に変わりつつあると言われていています。

前回の一般質問の際にも紹介させていただきましたが、地方自治法の公的解説書とも言える「新版逐条地方自治法」松本英昭著、松本英昭さんは、もとの総務省の事務次官であったと思います。この本では、第14条の条例制定及び罰則の箇所、「計画立案、予算編成などと並んで、「政策法務」ということがクローズアップされてきた」とし、さらに、「これまでは、地方公共団体における法務は、とかく条例、規則等の立案に際しての技術的処理、法規の解釈、法規の事務・事業への適用の際の法的な対応、争訟事務などといったことが中心であり、地方公共団体の政策を形成し、実現するための手段として、自主的かつ積極的な自治立法の定立及び法令の自主的解釈などといった政策との結びつきが一般的に弱かったと言える」、こういうふうに述べて、自主的法令解釈を評価してきています。さらに、「多くの地方公共団体においては、このことについての問題意識が格段に高まってきており、意欲的な取り組みが見られるようになってきた。これらの取り組みの進展とその成果が大いに期待される」、こう述べております。

また、昨年4月に施行された防府市自治基本条例では、第7章行政運営の第22条で、「市長等は、市民ニーズや地域の課題に対応するため、法令を自主的かつ適正に解釈し運用するとともに、条例及び規則の整備に努めるなど、政策法務を推進するものとします」と、法令の自主的解釈や政策法務の推進が、この自治基本条例で条文化されております。

このように、地方自治法の解説書や防府市自治基本条例で、政策法務について述べられながら、防府市の自治体法務は、旧来の条例等の立案に際しての技術的処理や法規の解釈、所掌事務がほとんどすべてであり、法令の自主的解釈による政策提起といった新たな展開は、私が知る限りほとんど見られません。このような状況では、市民ニーズや地域の課題への対応がおくれるのではないかと懸念されます。

2年半前の市の御答弁は、庁内の文書取扱主任制度の今以上の充実と、講習会、研究会、プロジェクトチーム等で、職員の政策法務能力の向上に努め、事務事業の処理法の変更、再構築等を適切に行うという趣旨でしたが、余り進んでいないように思われます。

そこで、1番目に、この2年間でどのように取り組み、進展したのかについてお伺いいたします。

2番目に、自治基本条例との関連をお伺いをいたします。

政策法務について、条文化した防府市自治基本条例が施行されましたが、施行後、政策法務に関してどのような取り組みをしているのか、お伺いをいたします。

3番目に、仮称「政策法務推進計画」についてお伺いをいたします。

全国的には、政策法務課、政策法務室あるいは政策法務係といった体制がとられている

自治体があります。そうした先進的な自治体の一つである静岡市では、政策法務推進計画を2008年、平成20年3月に策定、さらに2010年、平成22年にこれを改訂し、取り組みを進めています。

そこで、防府市でも静岡市のように、仮称「政策法務推進計画」を策定すべきと思いますが、市の御見解をお伺いいたします。

質問の第3は、文化財登録制度についてであります。

文化財登録制度については、これまでに2000年、平成12年6月議会、ちょうど5年前の2006年、平成18年3月議会の2回の一般質問で取り上げさせていただきましたが、前回取り上げたその後、防府天満宮の本殿、幣殿、拝殿が2008年、平成20年12月に国の登録有形文化財となっただけであり、県内の他市と比べて、この制度による登録はおくれていると言わざるを得ません。この文化財登録制度は、1998年、平成8年に文化財保護法が21年ぶりに改正されて制定されたもので、建築後50年以上の文化財を活用しながら残す制度で、内部を改装したり、外観も、4分の1までだったら届け出なしで改造できるなど、指定制度より穏やかに守っていくという制度であります。

山口県では、萩市の明倫小学校本館など、既に67件が登録されております。防府市の登録件数は、先ほど述べたように、制度ができて15年近くたつのにわずか1件で、文化財登録制度への取り組みは、県内でおくれていると言わざるを得ません。

そこで、1番目に、文化財登録制度について、市はどう考えているのかお伺いをいたします。

2番目に、防府市の登録文化財の件数は1件だけであり、他市と比べて少ない状況ですが、今後はどうするのか、お伺いいたします。

さらに、この文化財登録制度を積極的に活用していくお考えがあるのであれば、防府市が所有・管理している建造物の中から、価値のあるものを順次登録文化財にしていくことが、まず行うべきであろうと思います。俗に言う「隗より始めよ」という言葉がありますが、まさにそれです。

そこで、3番目に、塩田公園の塩釜の煙突を登録文化財とすることについてお尋ねいたします。

三田尻塩田産業記念公園は、三田尻浜が江戸時代以降、製塩業の指導的存在であったことを示すものとして整備されてきましたが、釜屋の煙突は、入浜塩田をしのぶ唯一の遺構とも言われ、近代化遺産あるいは産業遺産としての価値も高く、また視覚的にも強く訴えるものであり、登録文化財とすべきと思いますが、市の御見解をお伺いいたします。

最後になりますが、4番目に、防府市公会堂を登録文化財とすることについてでありま

す。

防府市公会堂は、高名な建築家である佐藤武夫氏の設計により、長島市長時代の1960年、昭和35年10月に建設されました。佐藤武夫氏は、1899年に生まれ、1972年に亡くなっていますが、早稲田大学建築科の出身で、重要文化財となっている、早稲田大学大隈講堂の設計者として知られ、早稲田大学で教鞭をとり、音響学の草分けとして活躍し、日比谷公会堂、岩国徴古館などを設計、1952年に大学教授を辞した後、設計業務に専念をされ、旭川市庁舎、北海道開拓記念館など、多くの公共建築を手がけ、私大出身者として初めて建築学会会長に選任をされました。

人名事典などでは、氏の業績をこう紹介しております。「市庁舎建築で、ロマン主義的な塔屋を持つプロトタイプをつくり出したことは、特筆に値する」、こう佐藤氏の業績が評価をされています。

防府市公会堂は、建設後50年を昨年経過し、登録文化財とすることが可能となりました。また、佐藤武夫氏の建築のシンボルでもある塔を時計塔として持っており、また音響的にもすぐれたものであり、佐藤武夫氏の代表作の一つと言っても過言ではなく、登録文化財として、今後も維持、補修、改修など、手を加えながら、後世に残すべき建築物と思います。市の御見解をお伺いをいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 12番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、マニフェストについての御質問にお答えいたします。

まず、新年度予算に関して、マニフェストに関するものは何かあるのかとのお尋ねでございましたが、このことにつきましては、当初予算（案）の概要の主要事業一覧にお示ししております、その順序で、御説明申し上げていきたいと思っております。

まず、1番目の「自然環境への優しさと暮らしの安全を大切にすまちづくり」につきましては、廃棄物処理施設建設事業、防災ラジオ配布事業、高潮ハザードマップ整備事業、交通安全対策施設整備事業のうち、通学路のカラー舗装でございます。

次に、2番目の「健やかな日々と地域のぬくもりにみちたまちづくり」につきましては、予防接種事業のうち、ヒブワクチン、子宮頸がんワクチンの無料接種、産科医等確保支援事業、子育てサロン運営事業、乳幼児医療費支給事業のうち、4歳未満児乳児医療費の完全無料化、新田第2留守家庭児童学級建設事業、介護施設等整備事業、在宅ねたきり高齢者等支援事業でございます。

次に、3番目の「豊かな心の育みと文化の薫りにあふれるまちづくり」につきましては、



小・中学校施設の耐震化、小学校給食施設改善・食器更新事業、移動図書館車運行事業、放課後子ども教室推進事業、山頭火ふるさと館整備事業でございます。

次に、4点目の「産業の活力とふるさとの魅力がみなぎるまちづくり」につきましては、地元産業の振興としての新規就農者自己経営開始支援事業、ニューフィッシャー確保育成推進事業、中小企業振興条例助成金、新産業育成事業、売れるものづくり支援事業でございます。また、まちの駅管理運営事業、観光バス運行事業がございます。このほか、主要事業としては、掲載していませんが、マニフェストとして掲げた、大平山山頂公園の整備がございます。

次に、5番目の「都市のうるおいと生活空間の快適さのあるまちづくり」につきましては、公共下水道事業、宮市・国衙地区道路修景整備事業、公園整備事業でございます。そのほか、主要事業といたしましては、掲載してはおりませんが、マニフェストとして掲げております生活バス路線の確保、水道料金据え置き継続、上・下水道事業の統合がございます。

以上が、マニフェストの中で、新年度予算に計上できたものでございます。

次に、平成24年度以降にずれ込むものは何かあるのか、また、そのうち、福祉・教育関係の実施スケジュールを示してほしいとお尋ねでございましたが、平成24年度以降にずれ込むものは、赤ちゃんの駅の設置、窓口業務のワンストップ化、市民百人委員会の設置、協働事業提案制度の創設でございます。そのうち福祉・教育関係では、赤ちゃんの駅につきまして、これから具体的な協議を行ってまいりますので、実施スケジュールはその後ということになります。

本市は、平成23年度に市制施行75周年を迎えます。私は、防府市がさらに100周年を迎えることができるようにするため、聖域なき行政改革をさらに進化させて断行していかなばならないと考えております。それにより、少子高齢化、人口の減少など多くの課題を抱える地方自治体として、防府市独自の施策を市民の皆様とともに立案、実施し、市民の皆様に、合併しなくてよかった、学ぶなら防府、働くなら防府、住むなら防府と思っただけのような、「誇り高きふるさと防府」をつくってまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、総務部長、教育部長より答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） 12番、田中健次議員。

○12番（田中 健次君） マニフェストということで、私の質問は、市議の半減だとかそういう形で、この議会では、私の後に質問される方もひっくるめて6人ぐらい、それに絡めて質問をされておりますけれども、それとは別に、やはり市長が政策で掲げられたことが、この新年度予算の中でどういう形で、定着というのか、実施をされていくというこ

とは、大きな関心というのか、興味を持って我々も考えなければならないことだろうと思います。

私は、先ほど質問された方とはやや考え方が異なっておって、今の防府市議会が、何と申しますか、憂慮すべき状況に陥っておるといふふうには考えておりませんので、市長さんは、それなりの提案をされて、議会は議会の責任で、それぞれ賛成、反対の議決をしたと。議決したことについては、議会は当然責任を問われるわけですけれども、そういう形で今後も進んでいけばいいと。多少意見が対立することがあっても、それが二元代表制という機関対立主義の問題であって、その中で、議論をするということの中で、これは双方に必要かもしれませんが、必要以上に、抜き差しならないような関係にならないようにしなければならぬと思っております。

前段はそれぐらいにしておきまして、それでちょっとお尋ねをいたしますが、今、私、事前に、こういうものが該当するのではないかと印をつけておりましたけれども、若干それ以外のものもあるということで、やはりこういう場でお聞きしてよかったなと思っておりますが、それと同時にもう一つ、今回、取り上げておりますけれども、今回は、いわゆる新年度予算に取り上げておりますけれども、入り口だろうと思うんですよね。入り口で、第2段階、第3段階と進んでいくんだらうと思っております。

例えば、「山頭火ふるさと館」については、この予算の概要で、23年度に基本計画策定、24年度に基本設計、実施設計、25年度に建設工事と、こういう形でスケジュールが示されております。こういう形でスケジュールが示されておるものは、例えば、これは本会議のときに言いましたけど、私とすれば、山頭火に特化すべきではないと、こういう意見、申し上げましたけども、そういう形で、これは今後も議論させていただければと思うんですが、スケジュールがこういうふうに表示されておるものは、これでいいんですけれども、例えば留守家庭学級については、これは1年前の3月議会で、市長さんが、まだきちっとした、取り急ぎの大綱という形で示されたときに、留守家庭児童学級のことも取り上げられました。

私は、そのときに、平成26年度までに、市長さんがマニフェストで言わなくても、もう2つほど留守家庭児童学級をつくるというふうに市の計画の中であるんだと、あるわけでしょうから、当然、それ以上のものをマニフェストで充実させるということは組んでおるんでしょうと、こういうふうに申したわけでありまして。それに対して松浦市長は、「現状では、2学級の増設を予定しているところでございます。しかし、市民の皆様からは、それ以上の御要望が寄せられておりますことは、議員もよく御承知のとおりでございます。それで、信任を賜りましたら、市民の皆様の実情な御要望にぜひおこたえしてまいりた

い」というふうな形で、特別養護老人ホームの拡充についても、「高齢者保健福祉計画が達成できたとしても、まだニーズのほうが大きいので、十分なベッド数を確保しなければならない」と、こういう形で述べられております。

それで、留守家庭児童学級について言えば、新年度、新田第2というのをやるということですので、これはこれでももちろん評価をしますけれども、市長さんの任期の平成26年度までに、少なくとももう一つやるというのが、これが、市長選挙出る出ないにかかわらず、市の計画にある数であります。

私とすれば、さらに、少なくとも一つ、あるいは2つという形で、市長がマニフェストに掲げられた以上、そういったものがこの予算書の概要、あるいはこういう質問の中で御回答をいただければと思って、福祉・教育関係のものについてはスケジュールをとということで壇上で申し上げたんですけれども、それについてはちょっと十分な御答弁がありませんでした。

それで、ちょっと今、1年前の3月議会でお聞きをしました留守家庭学級、あるいは大変市民からも要望が多くて、この議会の場でも取り上げております養護老人ホーム、これは第5期計画が21年度から23年度、それから3年ごとに計画、つきますので、6期計画、これは24年から26年で、この辺については、まだこれから新年度に計画、つくるわけですから、お示し願えないのかもしれませんが、少なくとも、留守家庭学級は2学級つくるといふ計画があつて、その上に、市長がマニフェストでさらに増やしたいと、1年前もそういう答弁、されておりますので、この辺について、今時点でお示しできるものがあればお示し願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 御指摘、ごもつともと思います。私も留守家庭児童学級の充実につきましては、その必要性を強く、実は認識しております。ええっと思うような地域から、そこの若いお母さんから、何とかならないでしょうかというような、切実な電話を私が直接受けたこともございますし、忘れちゃいけないので、いつも手帳に張り紙もしてあるんです、こんなふうにですね。これはまた、別な地域のお母さんからの、3年生になるけども、もう3年生は、新1年生が入ってくるんで、見てもらえそうにないんだというようなお話を正月明け直後にいただいておまして、とりあえずの御返事はしておりますが、その後の行く末がどうなっているか、いつも頭の中にあつて、忘れちゃならないと思って手帳に張つてあるわけがございます。事ほどさように、「留守家庭児童学級」の必要性というものは、本当にこの学校でもと思うぐらい1クラスでは足りない状態にあるということを私はよく承知しております。

そこで、かなりのお金をかけていくことよりも、その学校の空き教室が使えることはできないかというような観点から、実は、私は小学校6年生と学校給食を一緒にして、小学校を隅から隅まで歩いておりましたが、歩いているときにいつも目を凝らして、教室の中を眺めては歩いて、実はいるんでございます。このことについては、学校管理の責任者であります校長先生のお考え等々と、よく協議をしていかなければならない点もあろうかと思えます。必要度がどこの地域が高いのか、今、申し上げたのはかなりの周辺部と、それから近郊の、最近、住宅がかなり建ってきている地域の実情でございますが、そのほかの詳しいことについては、また担当部のほうで腹案もあろうかと思えますので、述べさせたいと思えます。

それから、特別養護老人ホームにつきましても、これまた、少子高齢化の進展の中で、その高齢化の部分の最も重要度の高いところでもありますことは、私なりによく承知をしております。ただ単に、ついの住みかというような感じで見えていけばいいんだというような老後であってはならないと、心温まる介護がそこに介在して、そして触れ合いのある豊かな余生を送っていただける、心豊かな余生を送っていただける、そういうような養護老人ホームの建設が急がれると、このように私は思っております。詳しいことは、部長から答弁いただきます。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 老人ホームの件でございますが、これは、議員さんおっしゃいますとおり、23年度に新たな計画をつくってまいりますので、その辺を全部加味して計画をつくりたいと思っております。

留守家庭児童学級でございますが、23年度は新田をお願いしております。そのほかにも、ちょっと厳しいなというところが1点ございまして、もう1点急にきたのが、今、市長が申し上げました、学校からそのような話があったわけですが、これは、新1年生が30人程度、入級の募集の紙をとりに来たと。ということになりますと、今までの考え方になると、もう3年生はちょっと難しいのかなというふうなことを、現場の留家児のほうで書類を渡しておりますから、そこの指導員のほうがあったと思えます。それが、市長のほうに手紙として、メールとして入ったと思えます。

これにつきまして、すぐすぐつくるとするのは非常に難しい。

それで、もう一つ、空き教室というのがなかなかない状況でございます。教室が空きますと、やはり学校も狭い中でやっておられるということで、どうしても学校のほうの用事で使われるということが主になります。なかなか留守家庭児童学級のほうに回ってくるというのは難しゅうございます。それでも何校かは、やっていただいておりますけども、ま

ず、ことし、ないから、すぐすぐというのは、指導員の関係もあるし、やっぱり施設の関係もあります。

それで、どうしたもんかと考えて、今、担当課とも話すんですけども、当面4月の初めは満杯です。だんだん減っていくというのは現状でございまして、かつて、三原議員さんが一般質問されたと思いますが、留守家庭児童学級の待機の問題がありまして、3年生につきましては、待機ではなくてお断りしておるといような格好でありましたが、ちょっと考えを改めまして、3年生につきまして、当初入れなくっても一応待機として登録していただいとって、そこに減が出たらその順番、あるいは抽せんということもございしますが、何とかして入れていかれる方向はないかなというふうに、今、考えております。いわゆる優先順位というのがありますし、なかなかその辺が難しく、何年か前のお答えがそうだったと思いますが、そこをクリアしないことには入れない子どもさんも、入れるに入れないう格好になりますので、その辺を何とかクリアして、少しでも定員、今でも定員オーバーして入れとるんですが、なるべく入っていただくような方向はとれないものかと。それで、なおかつ後年度のそこのお子さんの入ってくる数等を考えまして、これはもうどうにもならんと、もう1年先にはつくろうと、ということで、財務と協議しながら、国・県と協議しながらつくっていくという格好にはなろうかと思っております。

当面、23年につきましては、新田だけしか今のところはできません。これはもう、物理的にできないというのがありますので、その後につきましては、先ほど申し上げました格好で、何とか、いわゆる動向を見ながら、次の新設、増設等を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 今、部長は遠慮しながら、動向を見ながらと、こういうことでありましたが、先取りをしていくことが求められるところだろうと私は思っておりますので、とにかく新田第2の後には、今、喫緊の、求められている二、三校区でございます。それらについてタッチできるように、真剣に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 12番、田中健次議員。

○12番（田中 健次君） 随分、市長の前向きな御回答いただいて心強いところでありますけれども、しかし、空き教室の利用というのもありますけれども、逆に、留守家庭学級の部屋をつくれれば、今度、それがもし要らなくなれば――将来、子どもの数が減って要らなくなれば、またこれは学校として別の部屋として使うこともできますので、つくったからといって、それが直ちに無駄になるわけではありませぬので、ぜひその辺もお酌み取

りいただいて、前向きに対処していただきたいと思います。

それで、あと一つほど、次年度以降といいますか、こういった予算の概要をつくるときの要望として、もう少しローカルマニフェストであればローカルマニフェストという形で、区別してわかりやすく示していただいたり、あるいはマニフェストというのは、私は余りマニフェストというのに必ずしも賛成ではないんですけども、マニフェストというものが、スケジュールだとか財源を示してやるものがマニフェストであれば、少なくとも「山頭火ふるさと館」のようにこの4年間にどうするという、来年度は残り3年間になるかもしれませんが、そんなこともきちっと示されないと、例えば、留守家庭学級の話はそれでいいんですけども、来年もやっぱり留守家庭学級をやるということがマニフェストになるわけです。あって、先ほど取り入れられなかった幾つかの項目だけを新しい年にやれば、それでマニフェストが100%できたということでは、ちょっと厳しい言い方させていただきますけども、なりますので、その辺はぜひ、今後の資料の作り方については検討をお願いして、この分についての質問を終わりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 次は、政策法務について、総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 次に、政策法務についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目のこの2年間の進展についての御質問でございますが、平成20年9月議会の一般質問答弁でお答えしておりますように、政策法務の重要性につきましては、重々認識しているところではございます。しかしながら、現時点で、はっきり目に見えるような顕著な進展があったとは申し上げられません。

これまでと同様に、文書取扱主任会議や法令関連の説明会等の機会に、職員に対し、法令に関する意識の涵養、法務能力の向上の必要性を説明し、あわせて山口県セミナーパークにおける地方自治法、行政法、民法、政策法務等に関する研修に、中堅あるいは若手職員を派遣し、職員の法務能力の底上げを図っている段階でございます。

次に、2点目の自治基本条例施行後の対応でございますが、この自治基本条例は、市政全般の基本的な考え方を示すとともに、まちづくりの指針ともなる条例であり、他の条例等は、この自治基本条例との整合性を求められるものでございます。また、議員御案内のように、この中で、第22条では、政策法務を推進するとしておるところでもございます。

しかしながら、現段階では、施行後、ようやく1年が経過しようとしているところで、まだ自治基本条例の趣旨を受けての条例・規則の整備や、政策法務の活動推進策の具体化にまでは至っておりません。今後、庁内体制の整備や条例等の見直しを図ってまいりたいと考えております。

それから、3点目の仮称「政策法務推進計画」の策定についての御提案でございますが、

いち早く取りかかられました静岡市について、その政策法務推進計画、5カ年計画であったと思うんですが、その内容を拝見させていただきました。静岡市は、平成17年に政令指定都市になられ、本市とは、市の規模、また市の機構や状況がかなり異なりますけれども、本市の政策法務を推進していくに当たっては、先進団体といたしまして、非常に参考になると考えております。

まずは、しっかりとした庁内の体制づくりが、まずは重要であろうと考えておりまして、その後、またこの静岡市の計画も参考にさせていただき、防府市に合った計画づくりというものを検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、最近、地方自治制度に関しましては、国の考え方が必ずしも一貫していないような状況でもございます。しかしながら、地方分権への大きな流れというものは、もはや変わることはなく、基礎自治体に対する権限委譲、あるいは法令の自主解釈権、また条例の自主制定権の拡大等もますます進められると考えております。こうした環境の変化に的確に対応できるよう、静岡市の計画の中にもあるんですけども、例えば政策法務主任者、こういった者の設置等々も含め、各層の職員に対する法務研修等を積極的に推進し、全庁挙げて政策法務の展開を図っていく必要があると考えております。

また、議員御案内のように、争訟法務また予防法務等に関しましては、全庁的な法務能力のレベルアップだけでなく、それを補完する顧問弁護士制度等の充実も検討していかなければならないと考えておりますので、よろしく御理解のほど、お願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 12番、田中健次議員。

○12番（田中 健次君） 先ほど、壇上で質問するときには述べませんでしたけれども、最近では自治検というのがあります。自治体法務検定、漢字検定だとか御当地検定だとかありますけれども、最近では、自治体法務検定とあって、自治検でそういうテキストも出てくるわけです。そのテキストを見ると、政策法務の主体別の役割ということで、政策法務の担い手ごとにその役割を見ていきますと、こんなふうに書いてあって、原課、いわゆる主管課です、それから法制担当課、それから企画担当課、それから首長等のトップ層、行政の執行機関については、こういう人について書いてあります。

この中で、実は、一貫して重要な役割を果たしているという一番の課がどこかというところ、それは原課だと、主管課だと、こういうふうになっています。

次に、職員レベルで、原課に次いで重要なのは法制担当課だと、政策法務について。要するに、政策を条例化していく、そういったことについては、原課の政策的発想と法的能力を向上させることが課題だと、こういうふうになっております。あと、法制担当課だと

か、それから企画担当課は、これをバックアップするような形、あるいは首長等のトップ層は、そういう組織体制を整えるとか、人材養成だとか、そういうトップマネジメント的なことを言っておるわけですが、そういうことが言われております。

これまでの政策法務というと、いわゆる総務課の法令係だと、そういう形なんですけども、やはり、そこは考え方を改めていただいて、先ほど、ちょっと総務部長が言われましたけれども、現行は文書取扱主任というような形になっておりますが、少なくともそれを、名前を政策法務主任ということに変えるということがまず一歩ではないか。あるいは、課になるのか室になるのか係になるのか、それは静岡市と違って防府市の身の丈に合ったあれでいいですけども、政策法務室あるいは政策法務課、そういったものを考えることができないのか、この辺について御見解をお伺いします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 組織体制あるいは職員の能力アップ体制ということの御質問だと思います。職員につきましては、先ほど申されました文書取扱主任者、今、課長補佐でございます。これを充てておりますが、こういった者を、私もちょっと答弁の中で少し申しましたが、政策法務担当主任者といった形で、もっともっと意識づけをして、その資質の向上といいますか、そういったものを図らなければならないということ、それと、組織につきましても、これにつきましても、市長のほうから指示をいただいております、政策法務室になるのか課になるのかというのは、まだはっきりしておりませんが、今から、23年度中には何らかの方向づけをしていきたいなというような考え方をしております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 12番、田中健次議員。

○12番（田中 健次君） 多少前向きに、2年前と比べると、進まれるような方向でありますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

最後に、やはり静岡市というのは、この点では全国のトップを行っておられるんだと思うんですが、改訂をされた新しい推進計画では――その前の古い計画でも示してあるんですけども、例えば静岡市では全体的にその条例をそういう形で見直すという形で、情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例と、いわゆるこれは、これまでの情報公開条例とか個人情報保護条例の上に来るような、要するに防府市の自治基本条例も、情報の共有というのが自治の基本原則の一つにしておるわけですが、それに基づくような、そういった推進に関する条例、そういうものを定めたり、あるいは静岡市における条例等の整備等に関する指針というのが出ています。

その中では、条例というのは、2つの区分けをしております。必要的条例化事項という



形と任意的条例化事項、要するに市民に義務を課したり、それから権利を制限するようなものが含まれてる、あるいは法律で委任がされている、それから行政指導等に従わない場合に公表、公表というのは一種の罰則ですから、そういうようなものについては、必ずこれは必要的条例化事項で条例をしていくと。そのほかに、任意的条例化事項で、これは各行政分野の基本となるようなものを定めると。各行政分野の基本となるようなものを、例えば、静岡市では環境基本条例であるとか、あるいは健康福祉基本条例であるとか、こういった各施策の基本になるようなものをつくっていく、あるいは市政の課題を解決するために、法的拘束力を持った実効性担保手段が有効であるとか、あるいは市の実施する施策に広く市民のコンセンサスを得る必要があるとか、そういうような形のものを任意的条例化事項という形でやって、条例をつくっていくということを考えているわけです。この辺、ぜひ参考にさせていただきたいということをお願いして……。

それともう一つ、これは12月議会で、一応調査が終了した災害土砂処理委託調査特別委員会があって、その調査を終わっての感想的な私のものですがけれども、やはりそういった法務能力というのが、全体的に弱いのではないかということを感じたということだけ、つけ加えておきたいと思います。

それでは、次の質問をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 次は、文化財登録制度について、教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 文化財登録制度についての御質問にお答えいたします。

文化財登録制度は、平成8年から始まった国の制度で、おおむね50年を経過した歴史的な建造物などのうち、国土の歴史的景観に寄与してるもの、造形の規範になっているもの、再現することが容易でないものなどの条件を備えたものを文化財として、文化庁の登録原簿に記載するという制度でございます。

この登録制度は、重要文化財や史跡などの指定制度に比べて規制は緩やかであり、文化財を本来の用途や、また、さまざまな用途に活用しながら守っていこうとするものでございます。

防府市では、平成21年に防府天満宮の本殿、幣殿、拝殿が登録文化財となっております。市内には、ほかにも旧宮市商参会、旧鐘紡工場内の建物、藩政時代の米蔵を利用した、味噌しょうゆ醸造工場など、登録制度にふさわしい多様な個性を持った文化財が数多く存在し、現在、そのリストを作成したところでございます。

今後、所有者の方に文化財保護への御理解をいただき、同意をいただければ、登録に向けて調査・調書の作成等、順次手続を進めたいと考えております。

次に、三田尻塩田記念産業公園の釜屋煙突についてお答えいたします。

釜屋とは、塩田において塩分濃度を上げた海水、かん水を煮詰めて塩をとる施設で、公園内の南側に、昭和初期まで使われていた釜屋の煙突と煙道の一部が保存されております。公園を整備した際には2基残っていましたが、そのうちの1基は、残念ながら平成16年9月の台風18号により倒壊し、現在は1基のみとなっております。

三田尻塩田記念産業公園の煙突は、塩田の釜屋の煙突としては、全国で唯一残っているものであり、その文化財的価値は大きなものがあります。登録文化財としての要件も十分に満たしており、平成23年中に登録文化財となるよう手続を進めてまいりたいと考えております。

なお、この煙突につきましては、これから長く保存していくため、平成23年度に保守点検等を行う予定にしております。

次に、防府市公会堂でございます。

昭和35年に竣工いたしましたこの建物は、音響設計でも卓越した業績を残された佐藤武夫氏の設計によるものであり、高い時計塔や独特の屋根構造など、佐藤氏設計の特徴を持った大変質の高い建物であると認識しております。

公会堂については、開館から51年を迎えており、次期防府市総合計画の中で、施設の将来構想を検討していく予定としておりますので、検討に当たっては、御指摘いただいた文化財的価値についても考慮してまいりたいと考えております。

文化財登録制度は、私たちの生活になじんだ身近にある文化遺産を改めて認識でき、また、その文化遺産が歴史的な景観などを維持していく上でも有効であると考えておりますので、所有者の方々の御理解をいただきながらこの制度の活用に努めてまいりたいと存じております。

○議長（行重 延昭君） 12番、田中健次議員。

○12番（田中 健次君） 文化財登録制度について、新年度に釜屋の煙突をぜひ登録するような形で、したいということですので、そういう形で、防府市が持つておるものは防府市がそういうことを決めれば、そして、その価値があるものであればできるということですので、ぜひこれを進めていただければ、また民間の登録というのが進むんではないかと、こういうふうに思います。

そういう形で、民間のものについてもどういふものがあるのか、調査をされておって、先ほど幾つか言われましたけれども、これまで、この場でも少し論じられてきたものだろうと思いますので、ぜひその辺は進めていただきたいと思います。

それで、公会堂については、確かに総合計画の中で、新しくつくられ、新年度から使う総合計画では、公会堂については将来、施設の将来構想を策定しますという形で、あとか

も建て替えのための構想のような形のもが示されております。そういうことで、非常に心配をしておるわけでありませう。

ことしの1月、防府音楽祭がありまして、ファイナルコンサートは公会堂で、山頭火をモチーフにしたものが演じられました。それ、終わったときにちょうど、防府市文化振興財団創立10周年、防府市公会堂、竣工と言われたのか、完成と言われたのか覚えませんが、できて50年ということのアナウンスされまして、あっ、これで私は登録文化財に登録できるんだと、そのアナウンスを聞いて思ったわけでありませうけれども、50年たてば登録文化財として登録ができるということでありませう。

そして、先ほど壇上でも申し上げましたけれども、佐藤武夫さんというのは大変著名な方で、私もこの質問をするに当たって、改めて資料を集めたりして調べたわけですが、佐藤武夫さんが生前に、佐藤武夫作品集という本を出されました。彼が出したというよりは彼の弟子たちが出したということですが、その後書きには、数多い作品の中からまずこれを絞ることが大変だったと、もちろん先生と一々相談したのだが、これも削りたい、あればよくないというわけで、ようやくこれに落ちついたという形で――その佐藤武夫先生の中の質のいいものがこの作品集の中にあるわけでありませう。

ただ、作品集の中には、既に、残念ながら、防府市公会堂と同じような時期につくられながら、例えば、火災に遭って取り壊されたホテルニュージャパンなどもありますし、あるいは、これはこれで立派な建物であったんですけども、地震によって庁舎に亀裂が入ってしまった岩国市の庁舎、佐藤武夫さんは岩国で中学時代を――お父さんが軍人で、日本各地を回ったみたいですが、岩国で中学生時代を送ったということで、岩国に縁があるわけですが、そういう中で、随分、実際に残っておるものは少ないわけでありませう。

この佐藤武夫作品集の中に、これ、できたばかりの公会堂の写真ですけども、こういう形で、防府市公会堂が、きちっとした形で紹介をされております。佐藤武夫さんの代表的な著作には、あるいは佐藤さんが出された随筆集「火燈窓」というのがあるんですが、4冊ほど随筆集が出されておりますが、その中で「塔問答」、タワーについての問答ということで、これ、ラジオの番組を収録されておりますけれども、その中で塔が幾つか紹介されておりますけれども、早稲田の大隈講堂の塔と並んで防府市公会堂の塔もこういうふうで紹介をされておるといふような形でありませう。

そういう形でありませうし、また佐藤さんの代表的な本は、市庁舎建築あるいは公会堂建築というように本が出されたり、ヨーロッパの劇場というように、そういう形で本が出されております。それで、防府市公会堂は、この中の公会堂、劇場というほどのものではないかもしれませんが、公会堂の建物であって、なおかつ塔が、佐藤建築のシンボルといわ

れる塔があって、そういう意味では、佐藤武夫を代表する、一つのそういう作品集の中にも入っておるということで、これは、新しく作り直すと同じぐらいの維持補修費がかかっても残すべきではないかと、こういうふうには思っております。

それで、文化振興財団の関係者の方にちょっとお聞きをしたら、数年前に80ぐらいの方が来られて、佐藤武夫先生のもとで公会堂の、そういう図面を引くのに携わったような方だったらいいんですけども、そういう方が来られて、今現在もきちっと使っていて、大変感謝をしておるということと、現在、これだけのものをつくることはなかなかできませんよというようなことも言われ、最近のものは外観はいいけれども、なかなかというようなことを言われたと。

余り私も、又聞きの話なので、やや不正確な面があるかもしれませんが、そういう建物だろうということであれば、ぜひ長期の展望の中で、こういうものも考えていただいて、その中で、今、針がなくなっております時計塔の時計などは、ぜひ復元を、オリジナルの写真などもありますので、復元をしていただくことも大事ではないかと、こういうふうには要望を申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 以上で、12番、田中健次議員の質問を終わります。

---

○議長（行重 延昭君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。長時間、大変お疲れでございました。

午後3時13分 延会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年3月9日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 斉 藤 旭

防府市議会議員 重 川 恭 年

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年3月9日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員